

第2次香取市男女共同参画計画

令和2年3月 香取市

はじめに

香取市では、平成 22 年 3 月に「香取市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を展開してまいりました。



前計画策定から 10 年が経過し、社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められる一方、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談が急増しているため、DVの防止、DVを許さない社会の実現を目指した絶え間ない取り組みが必要となっています。

このような中、市民意識調査の結果や計画の達成状況から香取市の現状を認識するとともに、今後取り組んでいくべき課題と方向性について整理を行い、「第 2 次香取市男女共同参画計画」を策定しました。本計画は、これまでの基本理念を継承しながら、女性活躍に関する市町村推進計画やDVに関する市町村基本計画を盛り込んでいます。

本計画に基づき、基本理念である『互いに支え合い、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれる地域』を目指して、市民の皆様や各種団体、企業、関係機関の方々と協働で、地域における男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました香取市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案を頂戴いたしました市民の皆様並びに関係各位に心よりお礼を申し上げます。

香取市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の目的.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	5
第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題.....	7
1 本市の現状.....	8
2 これまでの取り組み（評価）.....	39
3 課題と本計画の方向性.....	44
第3章 計画の考え方と目標.....	47
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	49
3 施策の体系.....	50
第4章 施策の展開.....	53
I 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画].....	54
II 互いの人権が尊重される地域社会の推進.....	59
III 男女共同参画の基盤づくりの推進.....	62
IV 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画].....	67
第5章 計画の推進.....	71
1 計画の推進体制.....	72
2 計画の進捗状況の評価.....	73
3 参考指標.....	74
資料編.....	77

第1章 計画の概要

1 計画の目的

社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、持続可能な社会であるためには、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

また、配偶者間での暴力等DV（ドメスティック・バイオレンス）が重大な人権侵害であるということの意識も高まっています。

そこで本市では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 22 年に「香取市男女共同参画計画」を策定しました。さらに、DVの防止及び被害者支援の充実を目指し、男女双方の人権が尊重される地域社会の実現を目的として平成 25 年に「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

加えて、本市においては、平成 23 年に市民協働による暮らしやすい地域の実現に向けた「香取市市民協働指針（かとりのかぜ）」、平成 24 年に人権尊重社会の実現に向けて取り組むべき人権施策推進の基本理念や基本的な方向性を示した「香取市人権施策基本指針」を策定し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この間、社会全体で少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況等の影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしています。

このような男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、これまでのDVの防止と被害者支援を含めた取り組みのさらなる推進と、女性の活躍推進等の新たな課題に対応していくため、「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を包含し、「第 2 次香取市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備を進め、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」が公布されました。その後、平成 16 年、平成 19 年の改正を経て、平成 25 年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が 300 人を超える民間事業主に義務付けられ（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。令和元年の改正では、「事業主行動計画」の策定義務が 100 人を超える事業主に拡大されたほか、女性活躍に関する情報公表の強化等が盛り込まれました。

また、平成 27 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されています。

(2) 県の動向

千葉県では、平成 13 年に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

その後、第 2 次、第 3 次計画を経て、平成 28 年に「第 4 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「安心・安全に暮らせる社会づくり」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の 3 つを基本目標とし、それぞれの課題に応じた施策が展開されています。また、この計画を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策が設定されています。

平成 18 年には「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が策定されました。その後、DV防止法の改正等を踏まえ、平成 29 年に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第 4 次）」が策定され、同計画が「DV防止法」に基づく基本計画として位置付けられています。この第 4 次計画においては、DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指し、重点項目が設定されています。

3 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画計画」で、「DV防止法」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」を包含しています。

また、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画です。

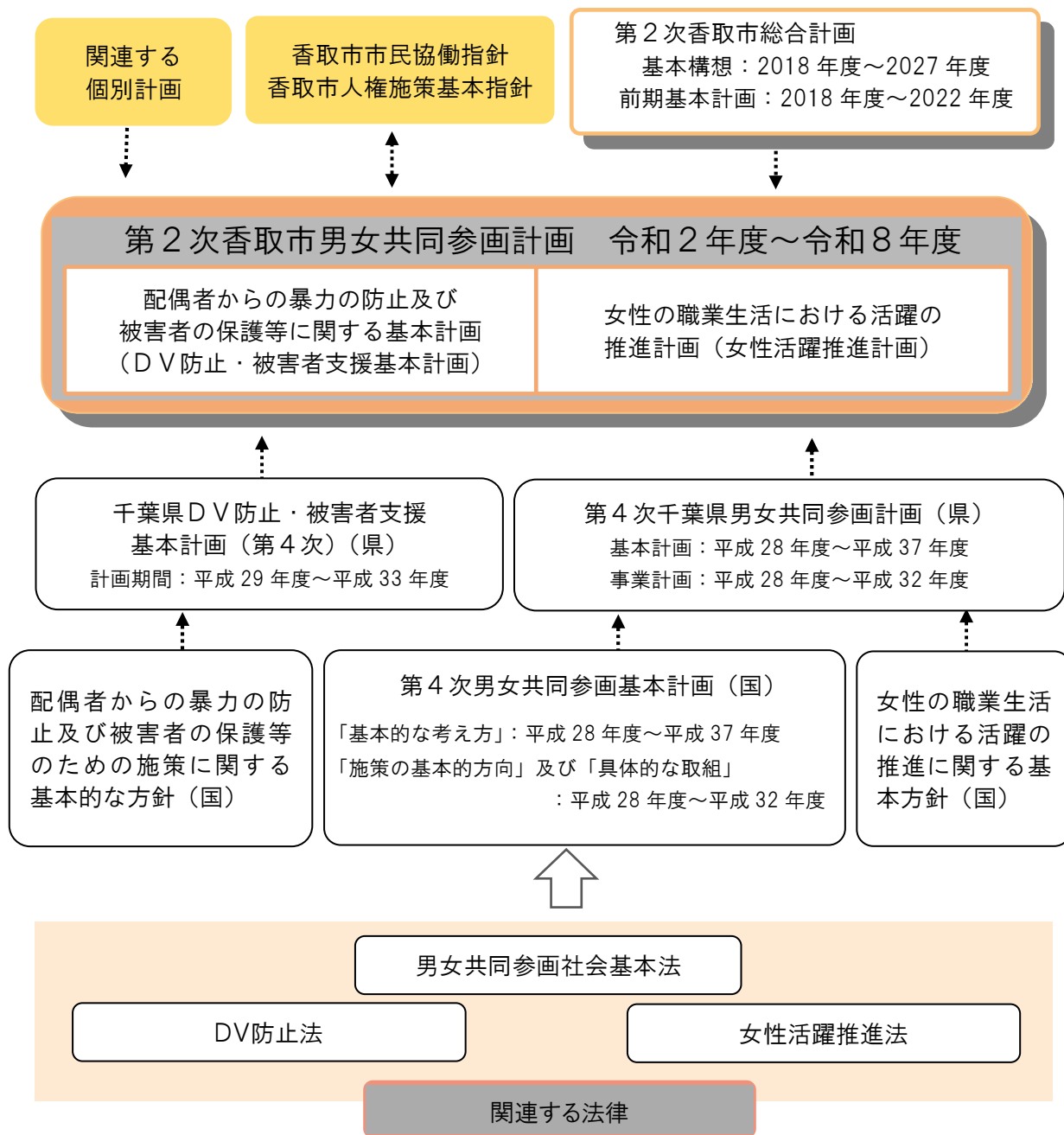
さらに、本計画は「第2次香取市総合計画」及び本市における他の個別計画との整合を図りつつ、「香取市市民協働指針（かとりの方）」及び「香取市人権施策基本指針」との双方向のかつ一体的な関連性に配慮し、策定しています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とします。ただし、計画期間中に、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことがあります。

平成 30年度 2018年度	令和 元年度 2019年度	令和 2年度 2020年度	令和 3年度 2021年度	令和 4年度 2022年度	令和 5年度 2023年度	令和 6年度 2024年度	令和 7年度 2025年度	令和 8年度 2026年度	令和 9年度 2027年度	
第2次香取市総合計画（2018年度～2027年度）										
第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年度～平成37年）										
		第2次香取市男女共同参画計画								

◆計画の位置付けと計画の期間◆



※計画の期間については、各計画の表記を用いています。平成31年5月以降の年及び年度の表記については、「平成」を「令和」に読み替えるものとします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1 本市の現状

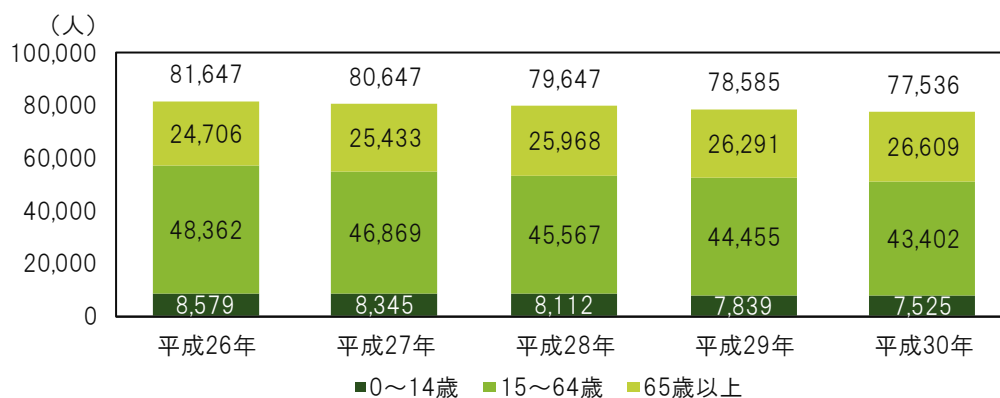
(1) 統計データからみる現状

①人口・世帯の状況

年齢3区分人口の推移をみると、人口全体は減少を続けており、平成26年から平成30年の5年間で4,111人の減少となっています。

年齢区分ごとにみると、0～14歳、15～64歳の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加を続けています。

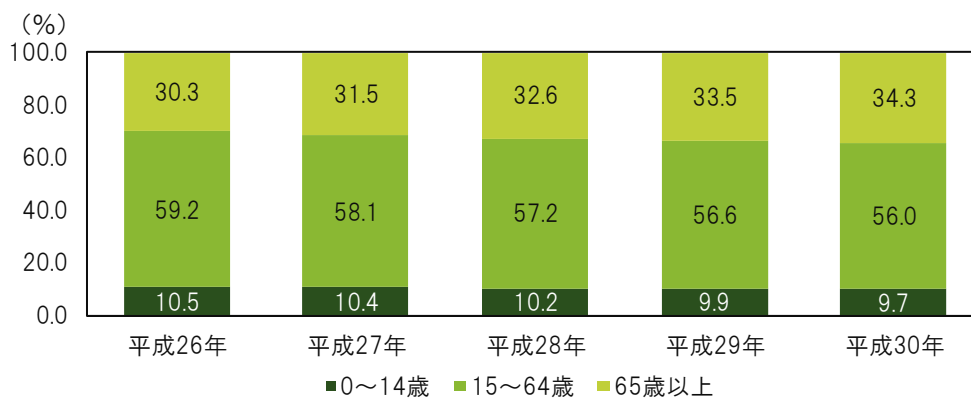
◆図表1 年齢3区分人口の推移◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（各年4月1日現在）

年齢3区分人口割合の推移をみると、0～14歳人口の割合はほぼ横ばいで推移しており、15～64歳人口の割合は減少傾向、65歳以上人口の割合は増加傾向にあります。

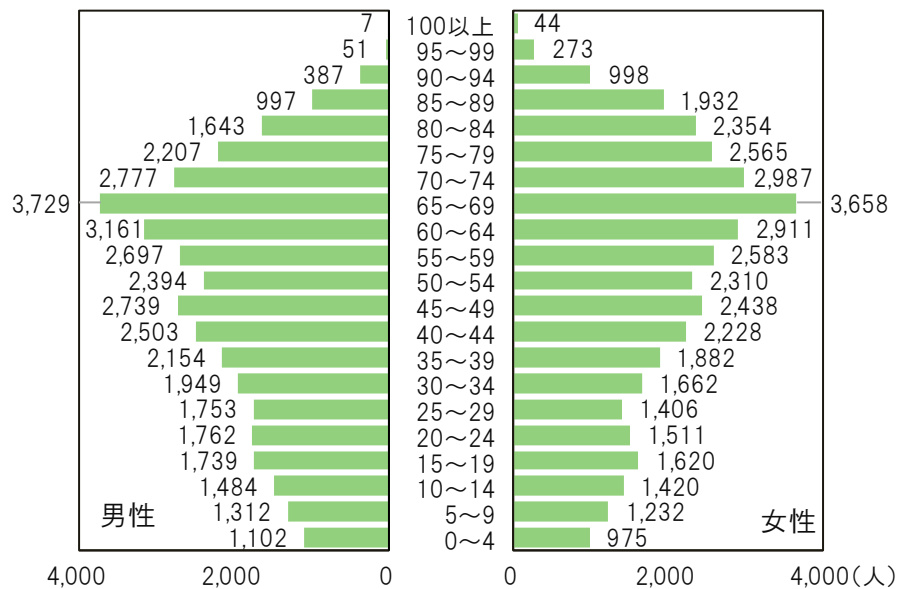
◆図表2 年齢3区分人口割合の推移◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（各年4月1日現在）

人口ピラミッドをみると、男女ともに65～69歳が特に多くなっています。

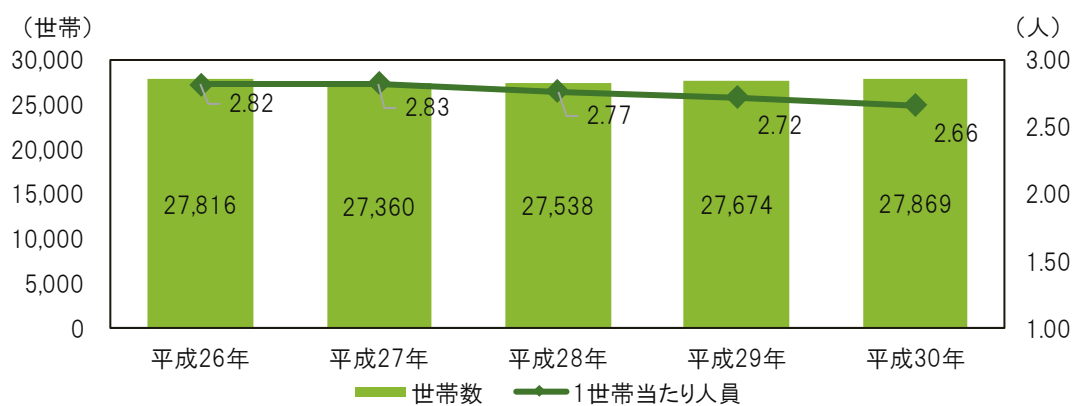
◆図表3 人口ピラミッド◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（平成30年4月1日現在）

世帯数と1世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は横ばいで推移しており、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

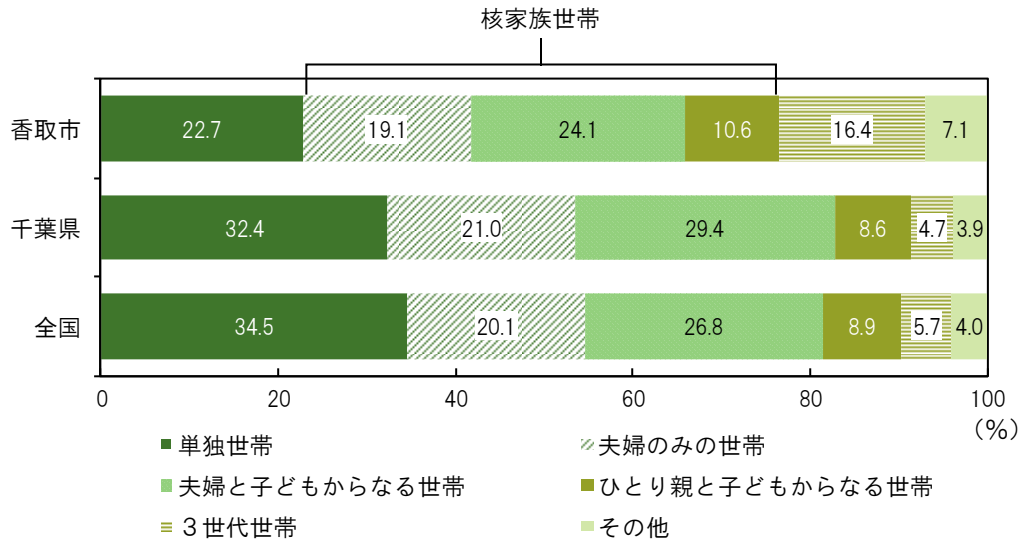
◆図表4 世帯数と1世帯あたり人員の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

世帯類型割合をみると、全国・千葉県と比較して本市では単独世帯が少なくなっています。また、3世代世帯の割合が全国・千葉県と比較して10ポイント以上多くなっていることから、核家族世帯（夫婦のみの世帯・夫婦と子どもからなる世帯・ひとり親と子どもからなる世帯の合計）が少なくなっています。

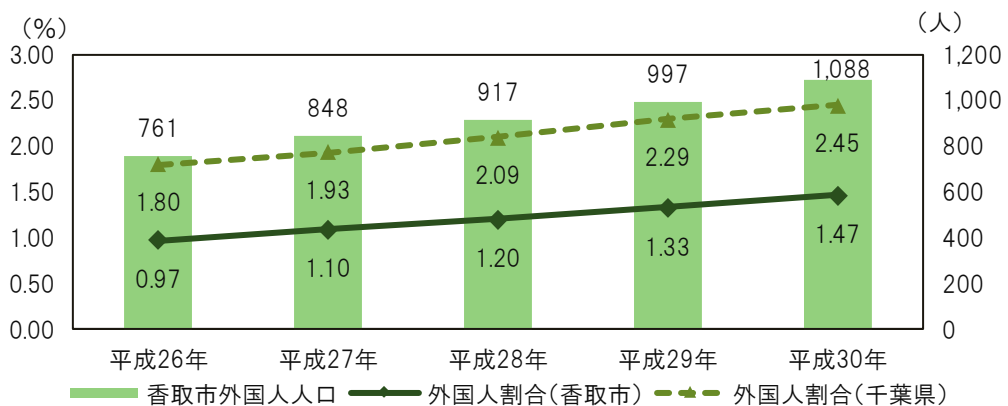
◆図表5 世帯類型割合◆



資料：国勢調査（平成27年）

外国人人口と割合の推移をみると、外国人人口は増加傾向にあります。また、外国人割合についても千葉県と比較して少ない水準となっているものの、増加傾向にあります。

◆図表6 外国人人口と割合の推移◆

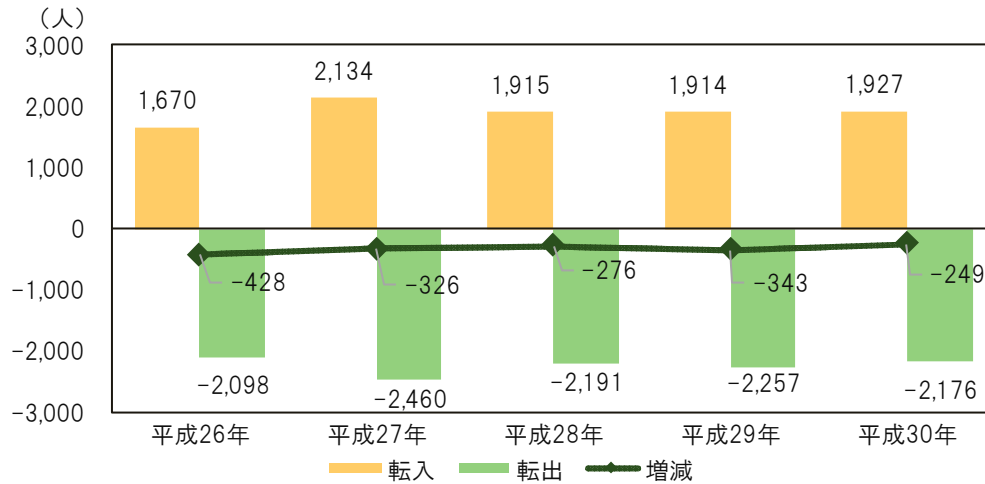


資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

②人口動態の状況

社会動態の推移をみると、5年間を通して転出が転入を上回り、社会減となっています。減少人数は200～500人の間で増減を繰り返しています。

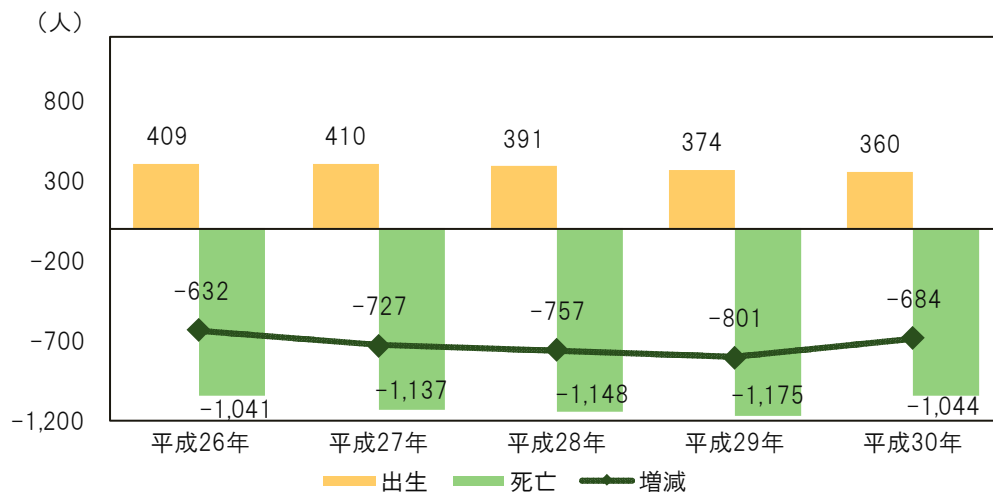
◆図表7 社会動態の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

自然動態の推移をみると、死亡が出生を大きく上回り、自然減となっています。減少人数は増減を繰り返していますが、5年間連続で600人以上となっています。

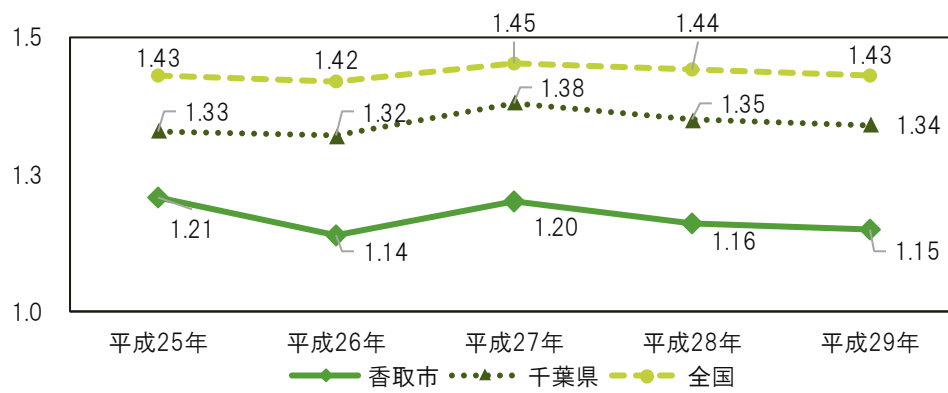
◆図表8 自然動態の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

合計特殊出生率の推移をみると、全国、千葉県を下回る水準で増減を繰り返しています。

◆図表9 合計特殊出生率の推移◆

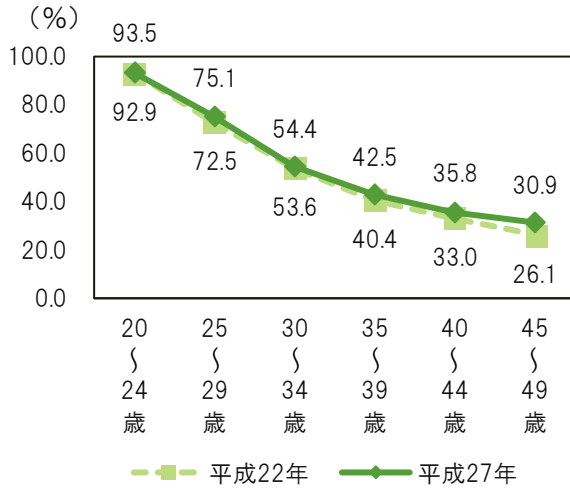


資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

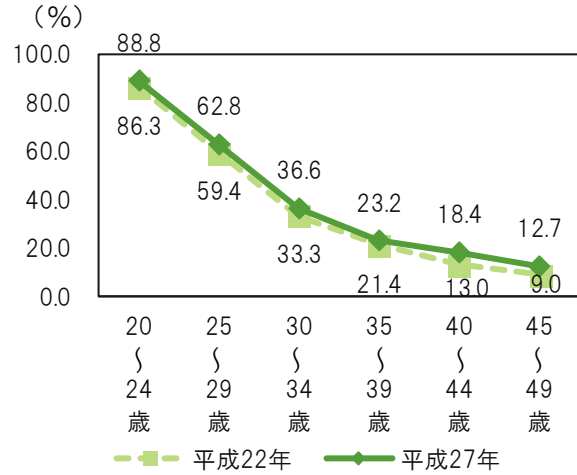
未婚率の推移をみると、平成 22 年と比較して平成 27 年では、男女ともに全ての年齢で未婚率が上昇しています。

◆未婚率の推移◆

<図表 10-1 男性>



<図表 10-2 女性>

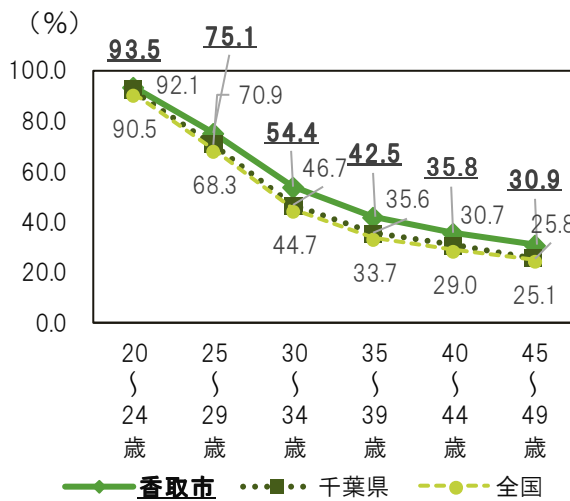


資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）

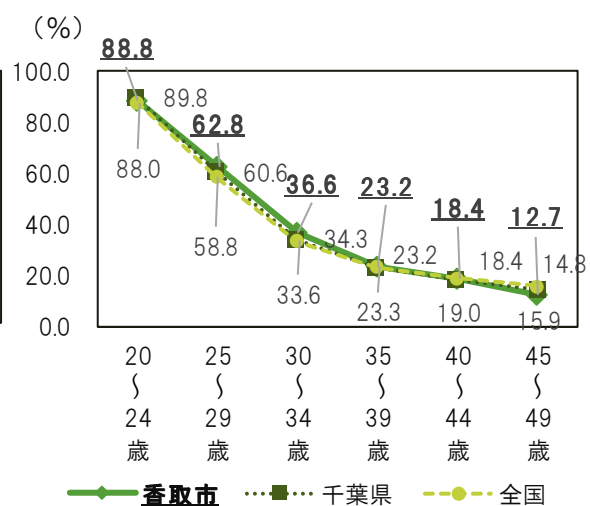
未婚率を全国・千葉県と比較すると、男性では全ての年齢で全国・千葉県を上回っています。女性では全国・千葉県とほぼ同じ水準となっています。

◆未婚率（全国・千葉県比較）◆

<図表 11-1 男性>



<図表 11-2 女性>

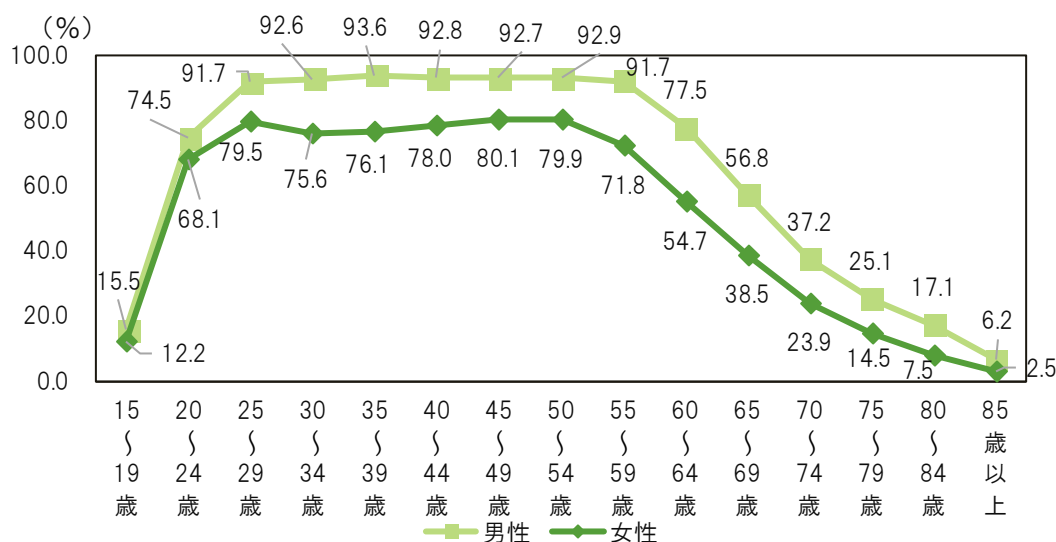


資料：国勢調査（平成 27 年）

③就業の状況

5歳階級別労働力率をみると、全ての年代で男性が女性を上回っています。25～59歳までの年代で、男性は一貫して90%を超える水準で高くなっていますが、女性は70%を超える水準となっており、30～34歳で割合が低くなっています。

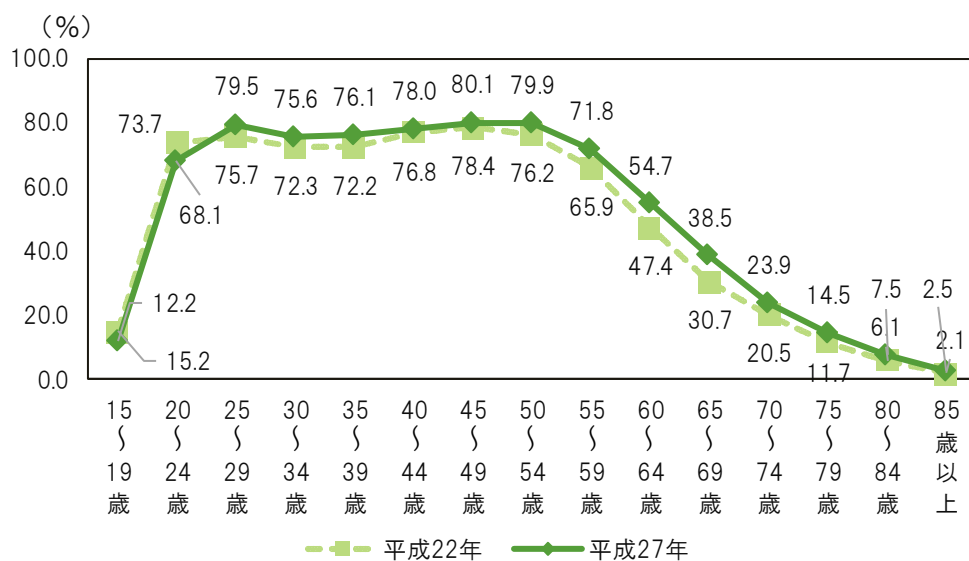
◆図表 12 5歳階級別労働力率◆



資料：国勢調査（平成27年）

女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、平成22年と比較して平成27年では25歳以上で上昇しています。

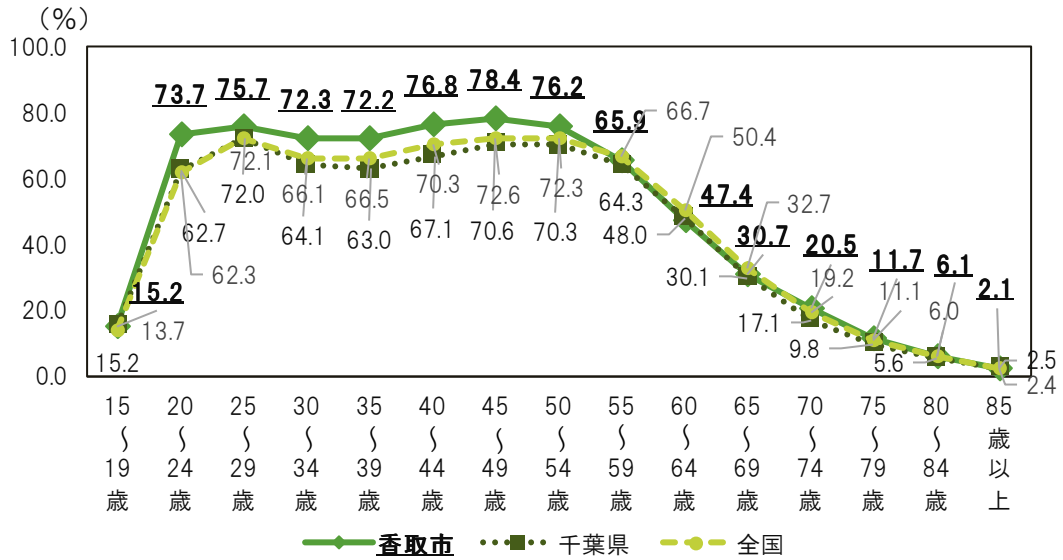
◆図表 13 女性の5歳階級別労働力率の推移◆



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）

女性の5歳階級別労働力率（全国・千葉県比較）をみると、60～64歳を除く全ての年齢で千葉県よりも高く、55～69歳を除く全ての年齢で全国よりも高くなっています。

◆図表 14 女性の5歳階級別労働力率（全国・千葉県比較）◆

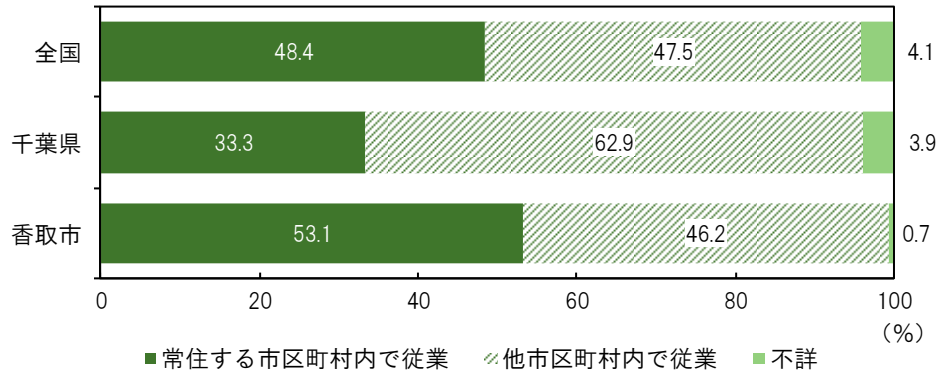


資料：国勢調査（平成27年）

15歳以上就業者の男女別従業場所をみると、香取市では男女ともに市内で従業している方が5割以上と、全国・千葉県と比較して高くなっています。

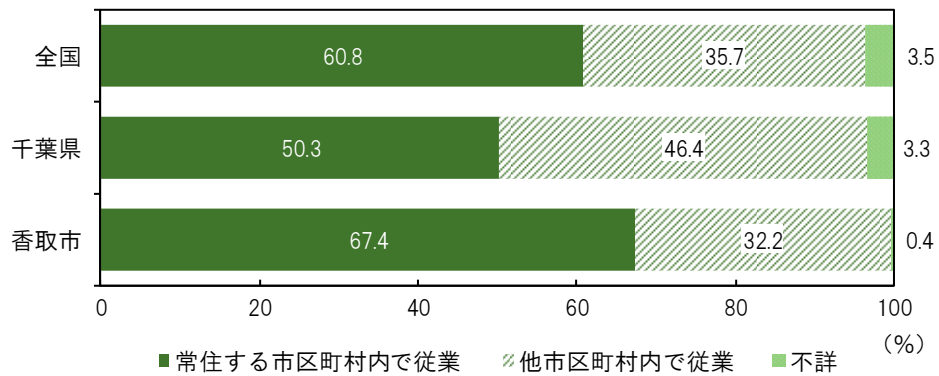
◆男女別従業場所（15歳以上就業者）◆

<図表 15-1 男性>



資料：国勢調査（平成27年）

<図表 15-2 女性>

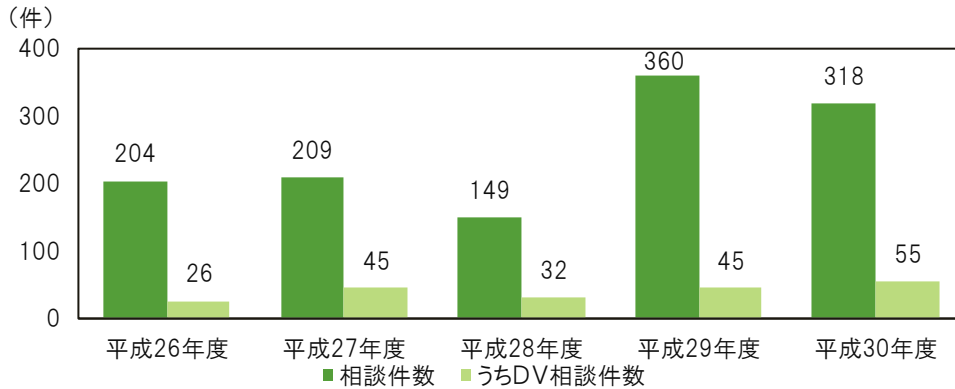


資料：国勢調査（平成27年）

④あらゆる暴力に関する状況

市民相談件数、DV相談件数について、相談件数は平成29年度以降300件を超えており増加傾向にあります。平成26年度と平成30年度を比較すると、相談件数全体では約1.5倍、DV相談件数は約2倍となっています。

◆図表16 市民相談件数、DV相談件数の推移◆

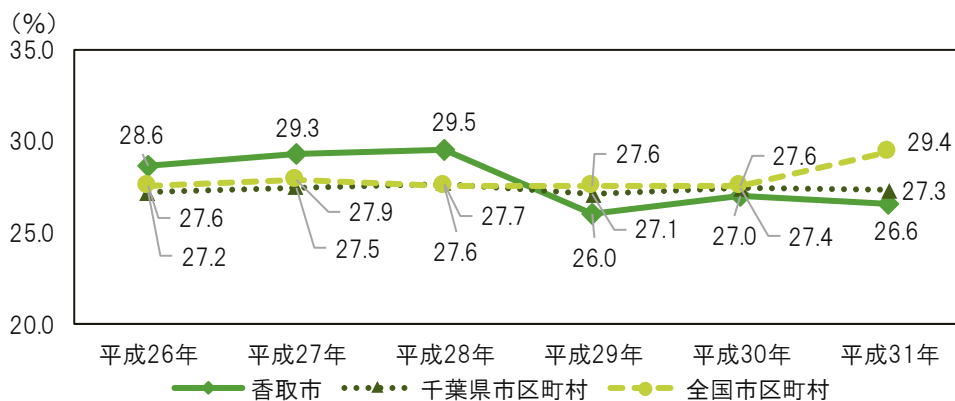


資料：市民協働課

⑤政策・方針決定に関する女性参画の状況

審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成28年までは全国市区町村・千葉県市区町村を上回っていますが、平成29年以降は全国市区町村・千葉県市区町村を下回って推移しています。

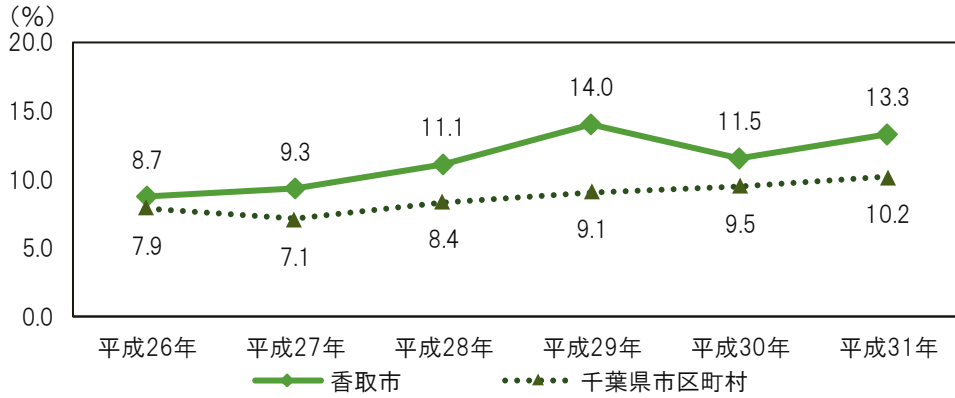
◆図表17 目標設定の対象である審議会等における女性委員の割合の推移◆



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合の推移をみると、千葉県市区町村を上回っています。平成30年で減少していますが、平成31年では再び増加しています。

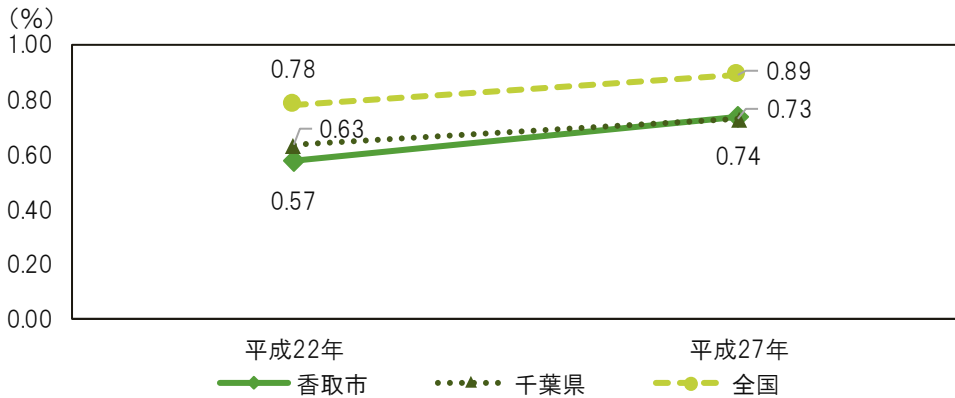
◆図表 18 市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合の推移◆



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

女性の管理的職業従事者割合の推移をみると、本市は平成22年から平成27年にかけて上昇しています。平成22年では全国・千葉県を下回っていましたが、平成27年には千葉県を上回っています。

◆図表 19 女性の管理的職業従事者割合の推移（全国・千葉県比較）◆



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）

※管理的職業従事者割合

就業者のうち、「管理的職業」に従事する者の割合。

「管理的職業」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。

国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

(2) 各種調査からみる現状

① 市民意識調査からみる現状

<男女共同参画に関する市民意識調査>

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、令和元年5月に「香取市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

対象	香取市に居住している20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
調査期間	令和元年5月31日から令和元年6月14日
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	650件（回収率32.5%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・回答者自身について・男女平等について・家庭生活について・仕事について・少子・高齢化について・人権に関することについて・男女平等推進の施策について・社会活動等への参画について

<人権問題に関する市民意識調査>

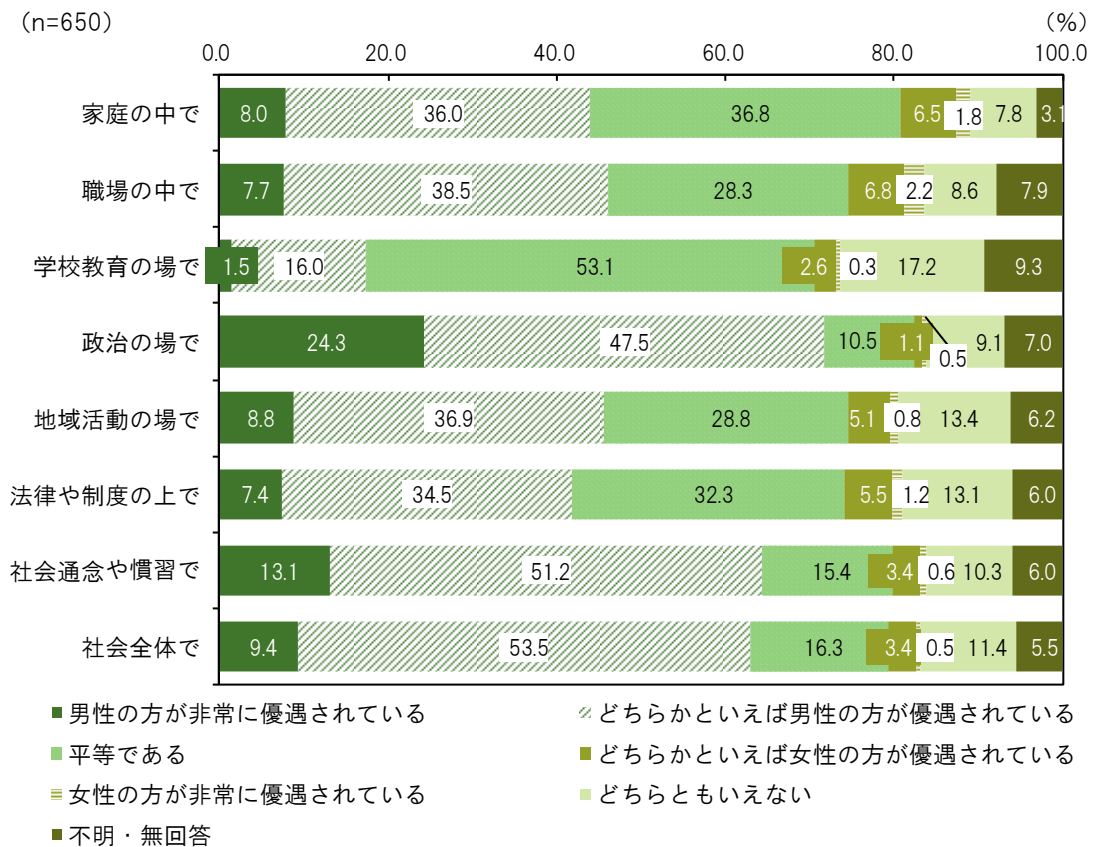
市民が人権問題についてどのような考えや意識を保持しているかを明らかにすることで、人権問題についての基礎的データを収集することを目的に実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

対象	香取市に居住している20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
調査期間	平成30年8月
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	920件（回収率46.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・人権問題全般について・家族・育児・介護・福祉にかかわる人権意識・地域での生活状況、親しい人間関係・同和問題・外国人問題にかかわる人権意識・回答者自身について

様々な分野における男女の地位の平等感については、「政治の場で」「社会通念や慣習で」「社会全体で」において「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」が6割以上と高くなっています。また、「学校教育の場で」において「平等である」が5割以上と他に比べて高くなっています。

◆図表 20 様々な分野における男女の地位の平等感◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女別にみると「家庭の中で」「地域活動の場で」「法律や制度の上で」について、男性は「平等である」が最も高くなっているのに対し、女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています。特に、「法律や制度の上で」において男性は「平等である」が41.4%となっているのに対し、女性は25.1%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人は男性では27.7%となっているのに対し、女性では40.3%とそれぞれ10ポイント以上の開きがみられます。

◆図表 21 様々な分野における男女の地位の平等感（男女別クロス集計）◆

%		合計	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	不明・無回答
家庭の中で	男性	292	4.1	33.6	42.1	8.6	1.7	8.2	1.7
	女性	347	11.5	38.9	32.6	4.6	2.0	7.8	2.6
職場の中で	男性	292	4.8	38.4	30.8	8.9	3.1	7.2	6.8
	女性	347	10.1	39.8	25.6	5.2	1.4	10.1	7.8
学校教育の場で	男性	292	0.7	11.6	56.2	3.8	0.7	17.8	9.2
	女性	347	2.3	19.9	51.3	1.7	-	17.0	7.8
政治の場で	男性	292	18.5	47.3	14.7	1.0	1.0	11.3	6.2
	女性	347	30.0	48.4	6.6	1.2	-	7.2	6.6
地域活動の場で	男性	292	6.8	32.9	33.6	7.5	0.7	13.0	5.5
	女性	347	10.7	40.9	25.1	3.2	0.9	13.5	5.7
法律や制度の上で	男性	292	4.8	27.7	41.4	7.9	2.7	10.3	5.2
	女性	347	9.8	40.3	25.1	3.7	-	15.6	5.5
社会通念や慣習で	男性	292	8.2	51.0	21.2	5.1	1.4	7.9	5.2
	女性	347	17.3	52.7	10.1	2.0	-	12.7	5.2
社会全体で	男性	292	5.1	52.1	22.3	4.8	1.0	9.6	5.1
	女性	347	13.0	56.2	11.0	2.3	-	13.3	4.2

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

全国・千葉県と比較すると、「法律や制度の上で」男女が「平等である」と考える割合が低くなっています。

また、「地域活動の場で」男女が「平等である」と考える割合が全国と比較して低く、本市では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています。

一方、「職場の中で」では「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の割合が全国・千葉県と比較して低く、男女が「平等である」と考える割合が千葉県と比較して高くなっています。

◆図表 22 様々な分野における男女の地位の平等感（全国・千葉県比較）◆

%		合計	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない（わからない）	不明・無回答
家庭の中で	香取市	650	8.0	36.0	36.8	6.5	1.8	7.8	3.1
	千葉県	799	9.0	37.4	37.5	8.6	2.0	3.4	2.1
	全国	3,059	7.8	35.7	47.4	5.9	0.8	2.4	-
職場の中で	香取市	650	7.7	38.5	28.3	6.8	2.2	8.6	7.9
	千葉県	799	13.1	51.7	15.8	6.3	1.9	7.9	3.3
	全国	3,059	15.1	41.5	29.7	4.1	0.6	9.0	-
学校教育の場で	香取市	650	1.5	16.0	53.1	2.6	0.3	17.2	9.3
	千葉県	799	2.8	16.6	55.3	4.8	0.5	15.8	4.2
	全国	3,059	2.5	13.5	66.4	2.9	0.3	14.4	-
政治の場で	香取市	650	24.3	47.5	10.5	1.1	0.5	9.1	7.0
	千葉県	799	30.9	44.3	12.4	2.4	0.5	6.8	2.7
	全国	3,059	27.1	46.3	18.9	2.0	0.3	5.4	-
地域活動の場で	香取市	650	8.8	36.9	28.8	5.1	0.8	13.4	6.2
	全国	3,059	6.8	26.7	47.2	10.5	1.3	7.5	-
法律や制度の上で	香取市	650	7.4	34.5	32.3	5.5	1.2	13.1	6.0
	千葉県	799	9.1	31.9	36.0	8.4	1.3	10.5	2.8
	全国	3,059	10.6	34.7	40.8	5.0	0.7	8.2	-
社会通念や慣習で	香取市	650	13.1	51.2	15.4	3.4	0.6	10.3	6.0
	千葉県	799	16.8	57.3	12.1	4.5	0.5	6.6	2.2
	全国	3,059	17.6	52.8	21.8	2.8	0.4	4.6	-
社会全体で	香取市	650	9.4	53.5	16.3	3.4	0.5	11.4	5.5
	千葉県	799	10.9	60.6	13.0	6.3	0.9	5.9	2.4
	全国	3,059	9.7	64.5	21.1	2.8	0.2	1.7	-

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

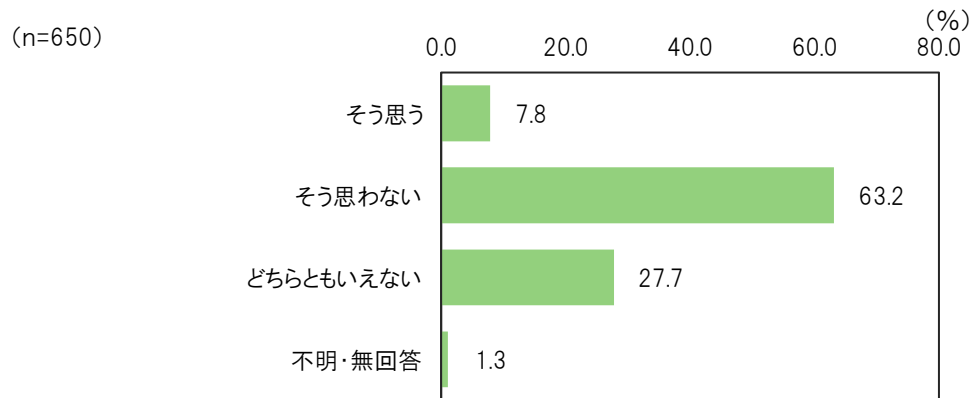
※千葉県：平成 26 年度「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

千葉県では「地域活動の場で」という設問はありませんでした。

※全国：平成 28 年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が63.2%と最も高く、「そう思う」を大きく上回っています。

◆図表 23 「男は仕事、女は家庭」という考え方について◆

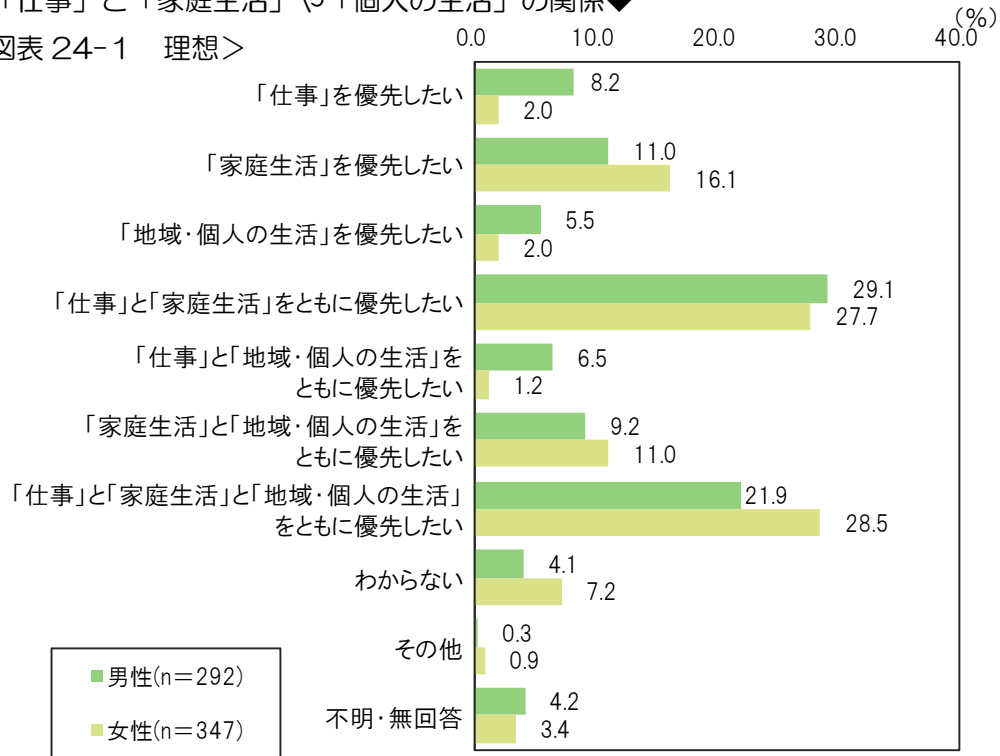


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

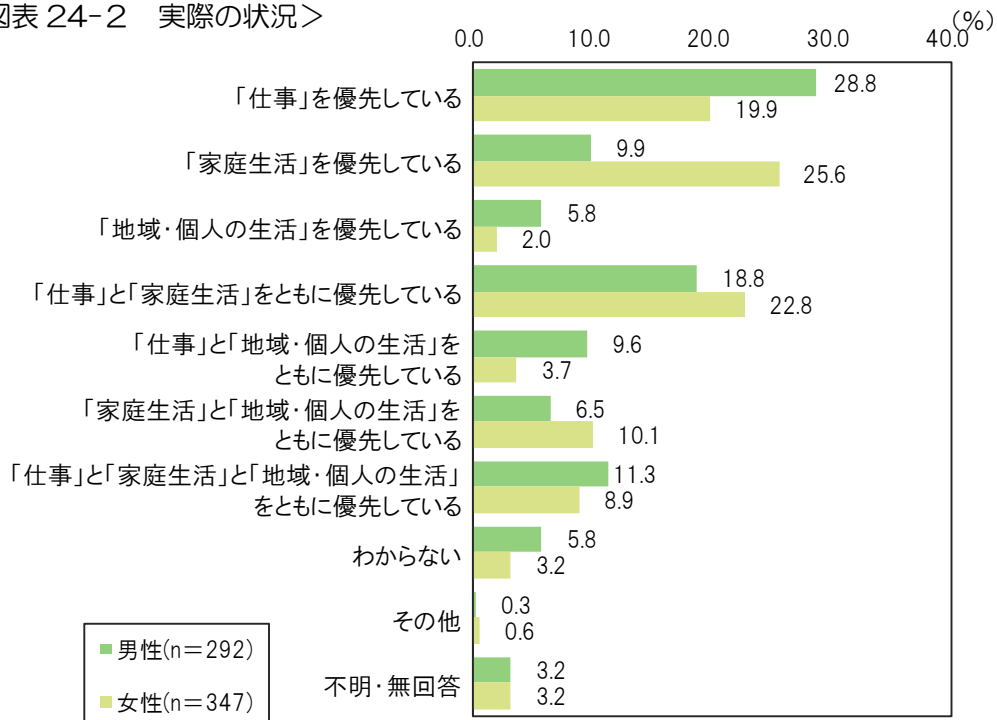
「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係について、＜理想＞では男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」、女性は「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が最も高くなっています。一方、＜実際の状況＞では男性は「『仕事』を優先している」、女性は「『家庭生活』を優先している」がそれぞれ最も高くなっています。

◆「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係◆

＜図表 24-1 理想＞



＜図表 24-2 実際の状況＞

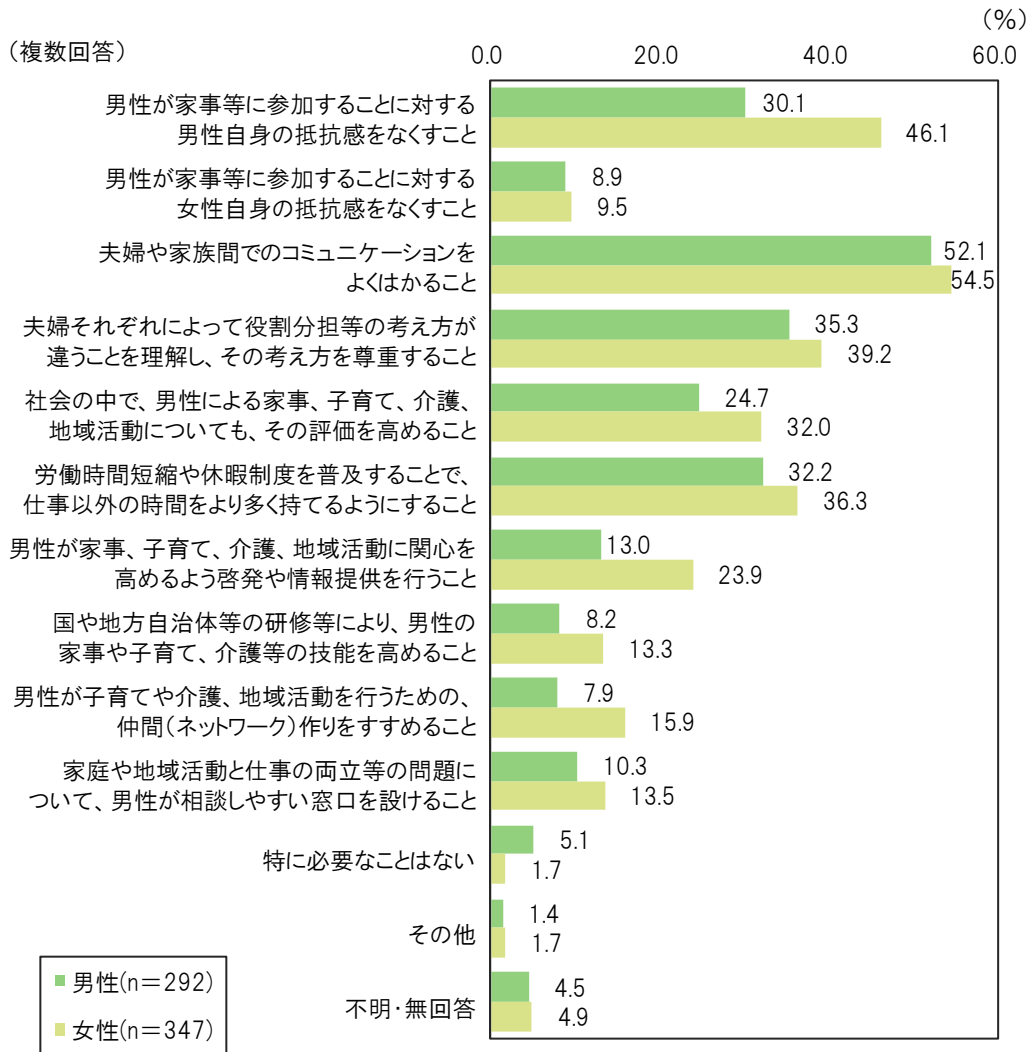


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高くなっています。

また、「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと」については男女に10ポイント以上の差があり、いずれも女性の方が高くなっています。

◆図表 25 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと◆

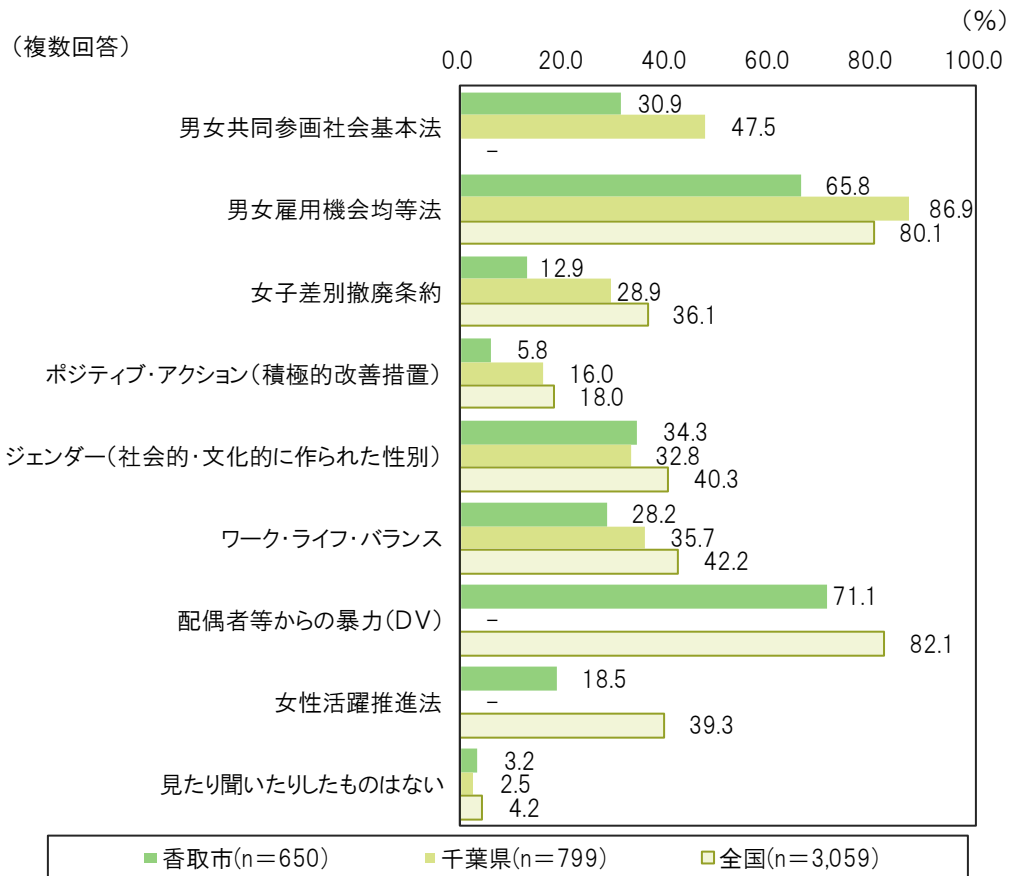


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画に関する用語の認知度については、「ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）」を除き全ての認知度が全国や千葉県と比較して低くなっています。

特に、「女子差別撤廃条約」については全国と比較して 23.2 ポイント、「女性活躍推進法」については全国と比較して 20.8 ポイントと差が大きくなっています。

◆図表 26 男女共同参画に関する用語の認知度（全国・千葉県比較）◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

※千葉県：平成 26 年度「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

千葉県では「配偶者等からの暴力（DV）」「女性活躍推進法」という設問はありませんでした。

※全国：平成 28 年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

全国では「男女共同参画社会基本法」という設問はありませんでした。

地域活動への参画について、現在参画している地域活動は、全体と 50～69 歳において「町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動」が最も高くなっています。

また、20～34 歳では「いずれもない」、35～49 歳では「保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動」、70 歳以上では「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」が最も高くなっています。

◆図表 27 現在参画している地域活動◆

%	合計	趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動	町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動	保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動	青少年健全育成に関する活動	男女平等や女性問題について学習する会等男女共同参画に関する活動	消費者問題に関する活動(生協のリーダー等)	社会福祉分野での活動
全体	650	15.7	19.7	10.9	2.3	0.5	0.8	3.5
20～24歳	32	18.8	6.3	3.1	-	-	-	-
25～29歳	34	17.6	8.8	8.8	-	-	-	8.8
30～34歳	37	16.2	8.1	8.1	-	-	-	2.7
35～39歳	55	12.7	14.5	25.5	3.6	-	1.8	5.5
40～44歳	44	9.1	15.9	34.1	2.3	-	-	4.5
45～49歳	48	6.3	14.6	27.1	4.2	2.1	2.1	4.2
50～54歳	59	6.8	20.3	18.6	6.8	-	-	-
55～59歳	75	17.3	25.3	6.7	2.7	1.3	-	2.7
60～64歳	58	19.0	27.6	1.7	-	-	-	3.4
65～69歳	90	16.7	27.8	2.2	2.2	1.1	-	6.7
70～74歳	42	19.0	16.7	-	2.4	-	-	-
75歳以上	69	27.5	26.1	2.9	-	-	2.9	2.9

%	合計	保健・衛生・医療分野での活動	自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動	国際交流・国際協力・国際平和に関する活動	性的少数者に関する活動	その他	いずれもない	不明・無回答
全体	650	1.4	1.5	1.2	0.3	0.9	15.4	47.1
20～24歳	32	-	-	3.1	-	-	21.9	56.3
25～29歳	34	2.9	-	-	-	-	20.6	52.9
30～34歳	37	-	-	-	-	-	18.9	51.4
35～39歳	55	-	-	-	-	-	21.8	40.0
40～44歳	44	2.3	-	-	-	-	11.4	38.6
45～49歳	48	-	-	-	2.1	-	22.9	39.6
50～54歳	59	5.1	3.4	1.7	1.7	3.4	13.6	47.5
55～59歳	75	1.3	1.3	-	-	2.7	16.0	44.0
60～64歳	58	-	-	-	-	1.7	17.2	44.8
65～69歳	90	-	4.4	4.4	-	1.1	10.0	50.0
70～74歳	42	2.4	-	2.4	-	-	16.7	47.6
75歳以上	69	2.9	4.3	1.4	-	-	5.8	55.1

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

今後参画してみたい地域活動については、全ての年齢で「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」が最も高くなっています。20～29歳では全ての活動について全体の結果より高い割合となっています。特に、20～24歳では「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」に加え、「保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動」「保健・衛生・医療分野での活動」「自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動」で3割を超え高くなっています。

◆図表 28 今後参画してみたい地域活動◆

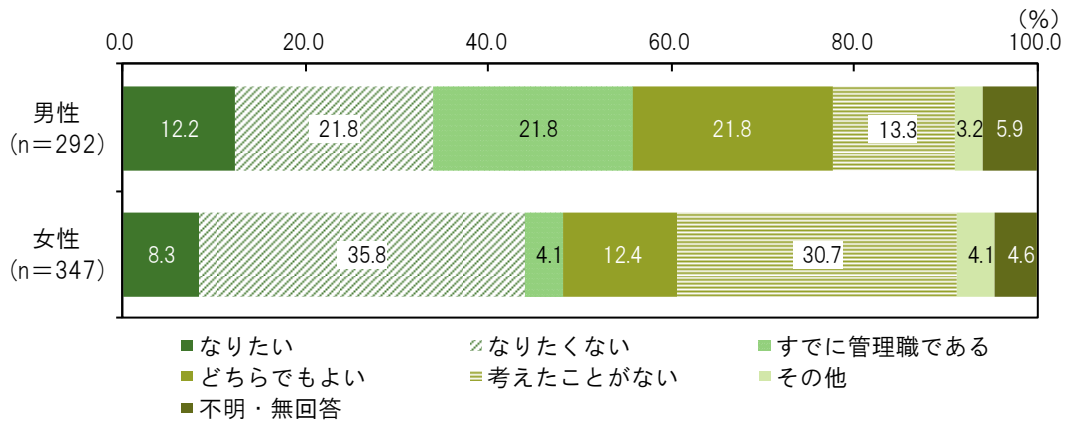
%	合計	趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動	町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動	保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動	青少年健全育成に関する活動	男女平等や女性問題について学習する会等男女共同参画に関する活動	消費者問題に関する活動(生協のリーダー等)	社会福祉分野での活動
全体	650	29.8	10.8	7.7	6.5	7.1	4.8	11.1
20～24歳	32	37.5	18.8	31.3	18.8	21.9	12.5	25.0
25～29歳	34	38.2	14.7	17.6	17.6	17.6	17.6	20.6
30～34歳	37	32.4	8.1	16.2	5.4	5.4	-	8.1
35～39歳	55	29.1	9.1	14.5	9.1	7.3	7.3	10.9
40～44歳	44	31.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	11.4
45～49歳	48	27.1	8.3	12.5	6.3	2.1	-	4.2
50～54歳	59	39.0	8.5	5.1	10.2	3.4	3.4	11.9
55～59歳	75	34.7	6.7	5.3	5.3	10.7	2.7	14.7
60～64歳	58	36.2	8.6	1.7	8.6	8.6	5.2	10.3
65～69歳	90	30.0	16.7	1.1	2.2	3.3	3.3	12.2
70～74歳	42	14.3	11.9	-	-	2.4	4.8	2.4
75歳以上	69	14.5	11.6	2.9	-	4.3	1.4	7.2

%	合計	保健・衛生・医療分野での活動	自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動	国際交流・国際協力・国際平和に関する活動	性的少数者に関する活動	その他	いずれもない	不明・無回答
全体	650	9.7	15.2	11.1	4.6	2.2	14.5	38.2
20～24歳	32	31.3	34.4	28.1	21.9	9.4	15.6	28.1
25～29歳	34	29.4	26.5	23.5	17.6	2.9	8.8	32.4
30～34歳	37	8.1	18.9	10.8	-	-	10.8	35.1
35～39歳	55	10.9	14.5	18.2	7.3	3.6	21.8	30.9
40～44歳	44	13.6	9.1	11.4	9.1	2.3	15.9	40.9
45～49歳	48	6.3	8.3	12.5	2.1	2.1	25.0	22.9
50～54歳	59	8.5	15.3	11.9	1.7	-	18.6	27.1
55～59歳	75	6.7	13.3	17.3	4.0	4.0	10.7	38.7
60～64歳	58	8.6	19.0	8.6	3.4	-	10.3	31.0
65～69歳	90	5.6	16.7	4.4	2.2	1.1	10.0	42.2
70～74歳	42	7.1	7.1	-	-	-	11.9	59.5
75歳以上	69	1.4	10.1	1.4	-	2.9	11.6	59.4

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

管理職になりたいかについて、男性では「なりたくない」「すでに管理職である」「どちらでもよい」が同率で最も高くなっています。女性では「なりたくない」「考えたことがない」が3割以上と、男性と比較して高くなっています。

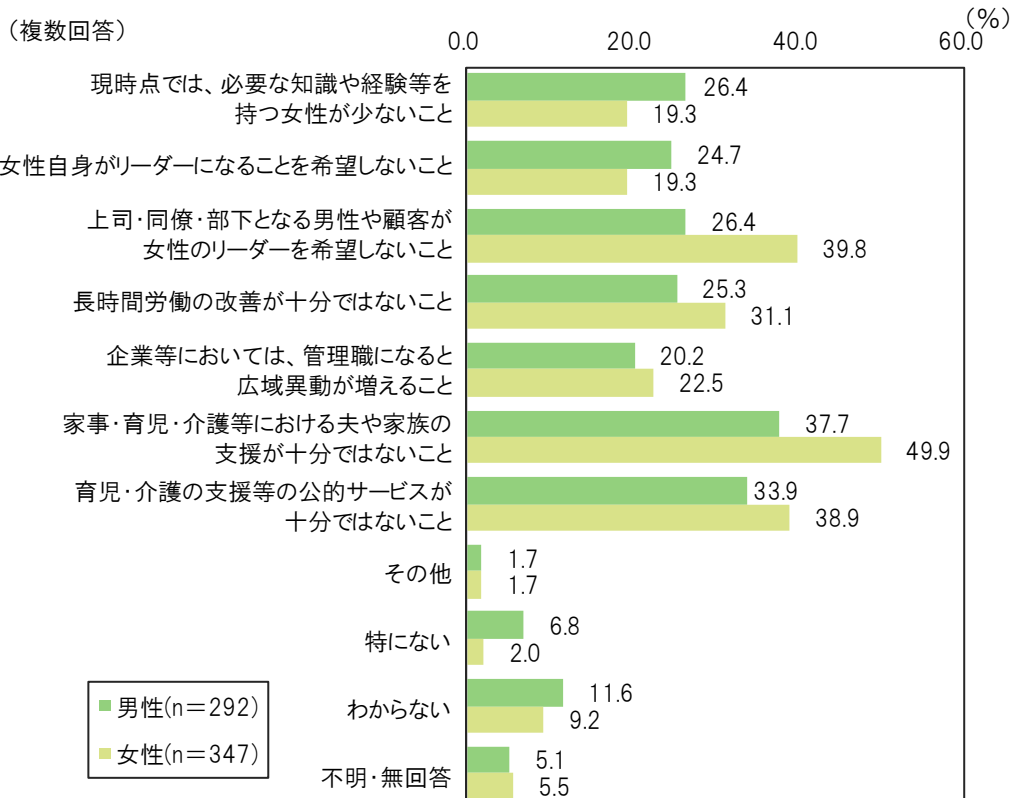
◆図表 29 管理職になりたいか◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

女性のリーダーを増やす際に障がいとなるものについては、男女ともに「家事・育児・介護等における夫や家族の支援が十分ではないこと」が最も高くなっています。また、女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が2番目に高く、男性よりも10ポイント以上高い割合となっています。

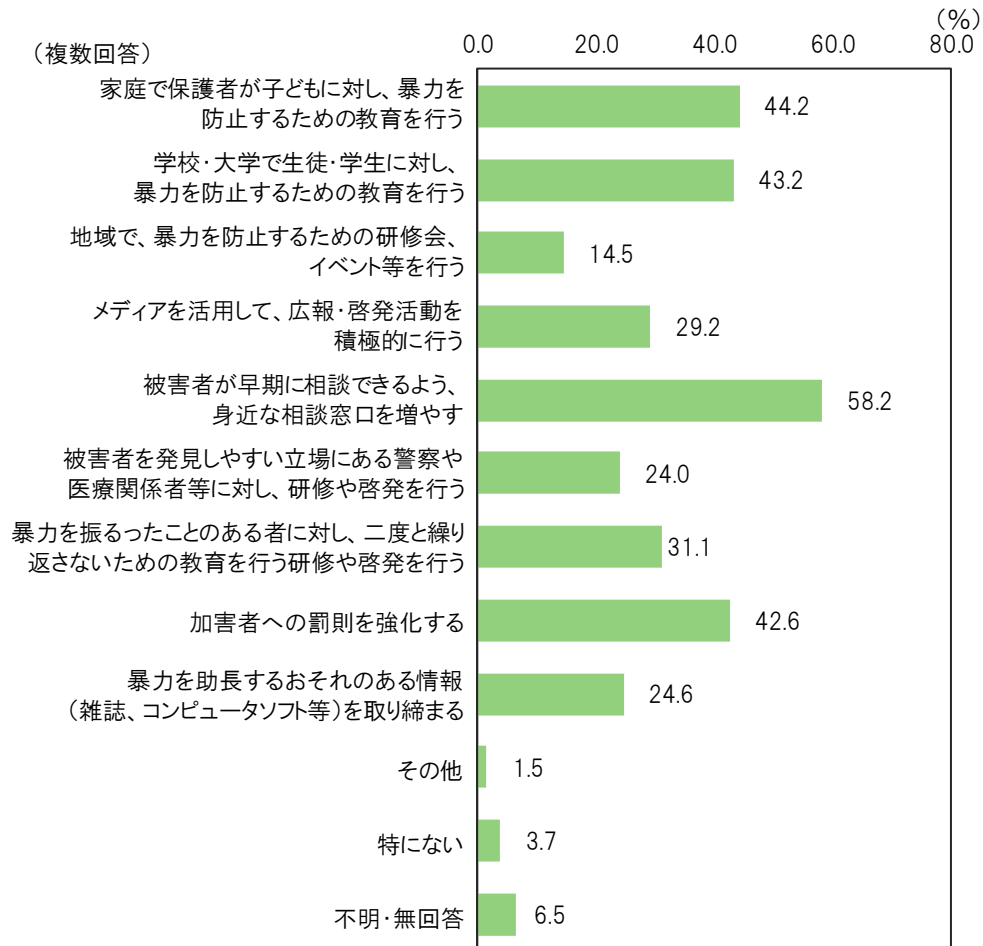
◆図表 30 女性のリーダーを増やす際に障がいとなるもの◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女間における暴力を防止するために必要なことについては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が58.2%と最も高く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が44.2%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が43.2%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が43.2%となっています。

◆図表 31 男女間における暴力を防止するために必要なこと◆

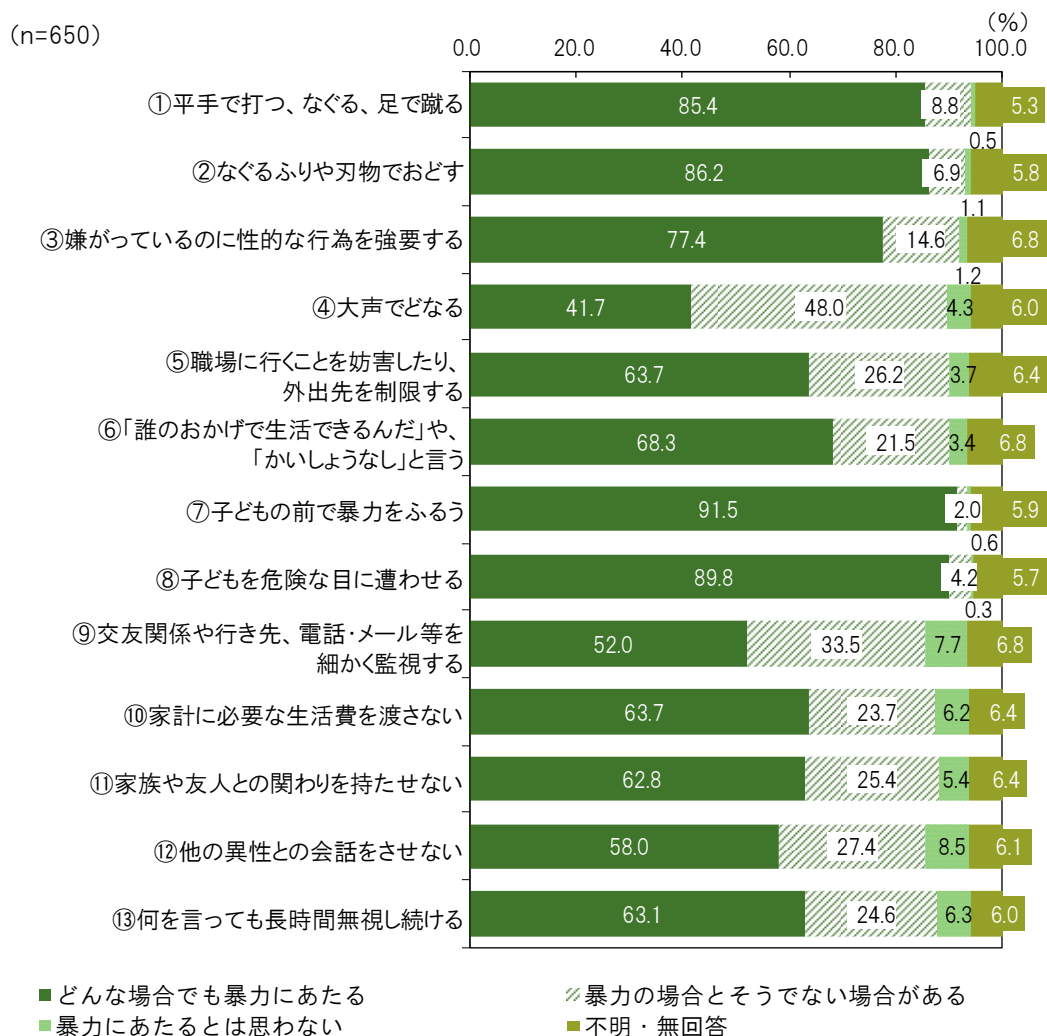


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

どのようなことを暴力であると考えるかについては、「①平手で打つ、なぐる、足で蹴る」「②なぐるふりや刃物でおどす」「③嫌がっているのに性的な行為を強要する」「⑦子どもの前で暴力をふるう」「⑧子どもを危険な目に遭わせる」については「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人が7割以上と高くなっています。

一方、「④大声でどなる」「⑨交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視する」「⑫他の異性との会話をさせない」については「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人が4割台から5割台と低くなっています。

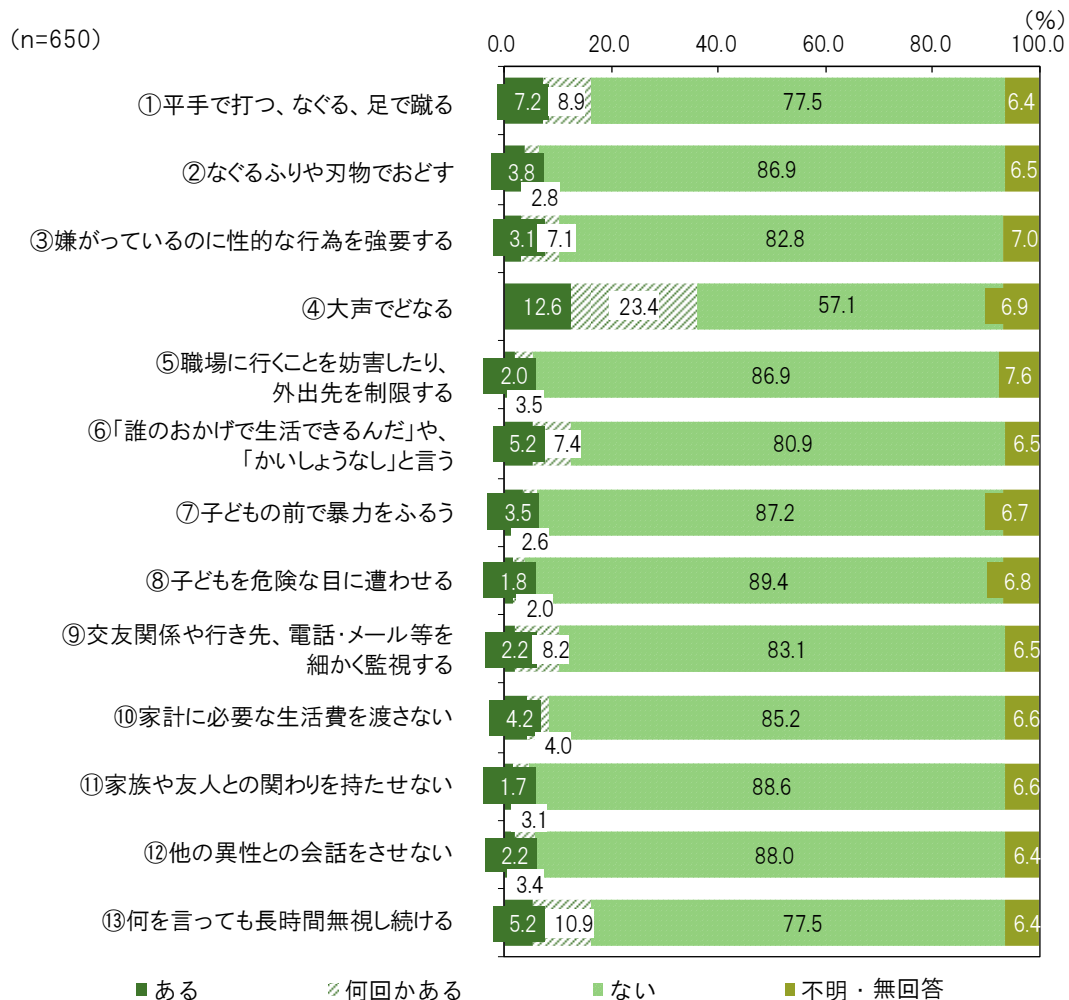
◆図表 32 どのようなことを暴力であると考えるか◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

どのような暴力を受けた経験があるかについては、「④大声でどなる」で「ある」「何回かある」を合わせた『ある』が36.0%と高くなっています。次いで『ある』の割合は「①平手で打つ、なぐる、足で蹴る」「⑬何を言っても長時間無視し続ける」が16.1%、「⑥『誰のおかげで生活できるんだ』や、『かいしょうなし』と言う」が12.6%と高くなっています。

◆図表 33 どのような暴力を受けた経験があるか◆

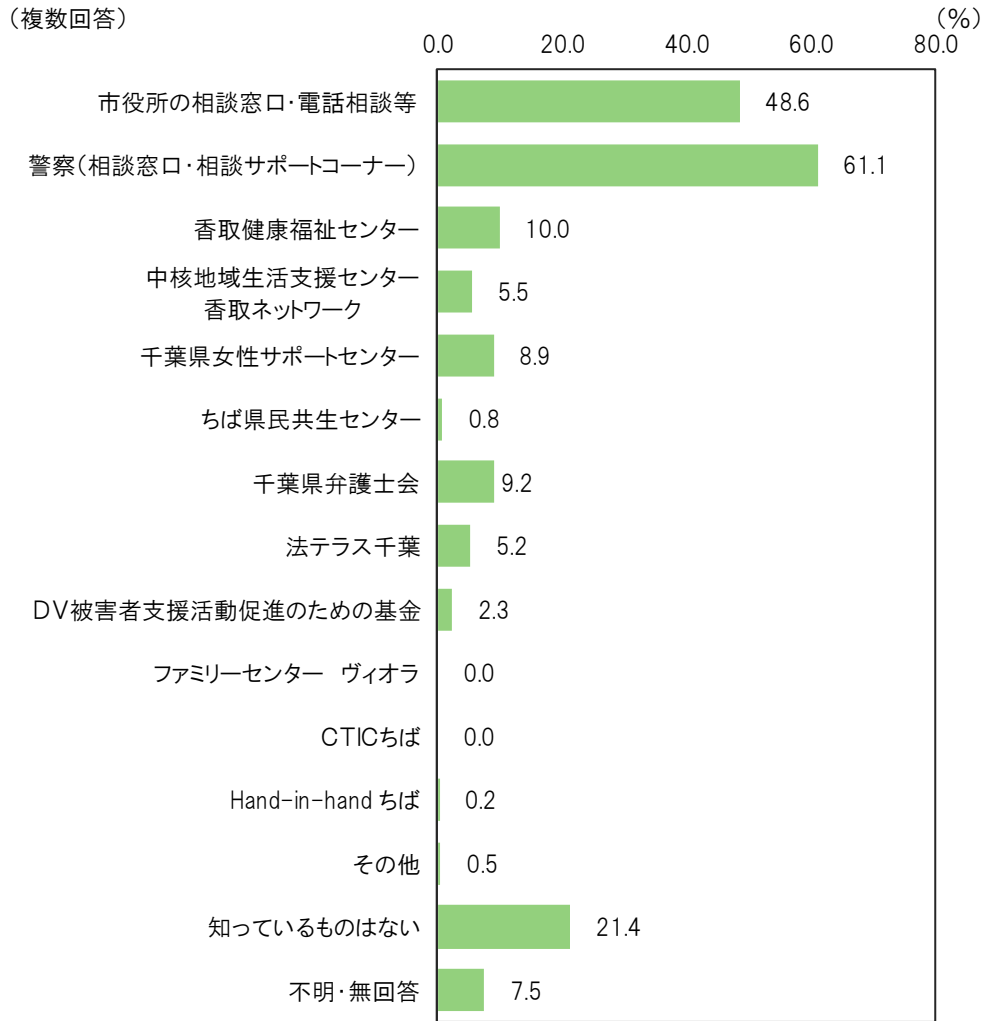


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

知っている暴力に関する相談窓口では、「警察（相談窓口・相談サポートコーナー）」が61.1%と最も高く、次いで「市役所の相談窓口・電話相談等」が48.6%、「香取健康福祉センター」が10.0%となっています。

また、「知っているものはない」も21.4%と高くなっています。

◆図表 34 暴力に関する相談窓口の認知度◆

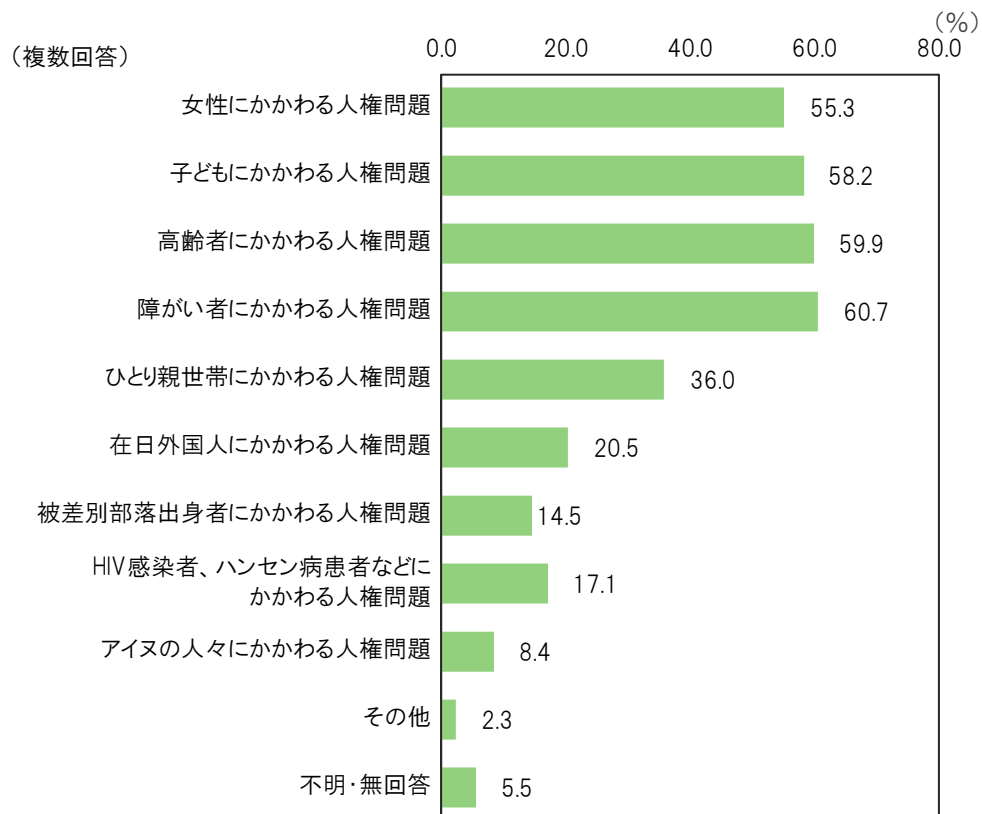


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

関心のある人権問題については、「障がい者にかかわる人権問題」が60.7%と最も高く、次いで「高齢者にかかわる人権問題」が59.9%、「子どもにかかわる人権問題」が58.2%となっています。「女性にかかわる人権問題」は55.3%と4番目に高くなっています。

上位4位までは5割を超えています。それ以外の人権問題については低い割合となっています。

◆図表 35 関心のある人権問題◆



資料：人権問題に関する市民意識調査

②事業所対象調査からみる現状

市内事業所の男女共同参画や女性の活躍推進に関する意識や実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、令和元年8月に「香取市男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

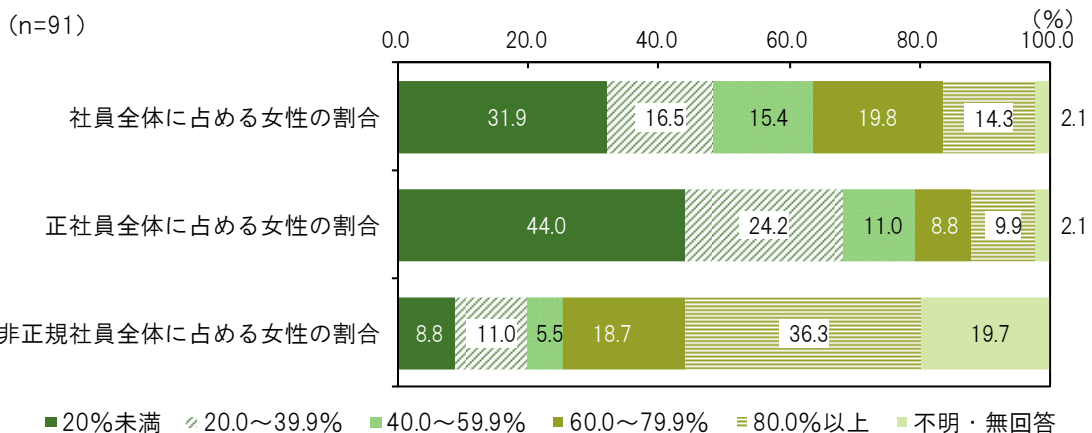
調査の概要は以下の通りです。

◆実施概要◆

対象	香取市内に本店又は支店を有する、従業員規模 20 人以上の事業所 221 か所
調査期間	令和元年8月 15 日から令和元年 8 月 30 日
調査方法	調査票による記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	91 件（回収率 41.2%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の状況について ・ワーク・ライフ・バランスについて ・女性従業員の実態について ・今後の取り組みについて

社員全体に占める女性の割合については、「20%未満」が 31.9%で最も高く、次いで「60.0～79.9%」が 19.8%、「20.0～39.9%」が 16.5%となっています。また、正社員全体に占める女性の割合は「20%未満」が最も高い一方、非正規社員全体に占める女性の割合は「80.0%以上」が最も高くなっています。

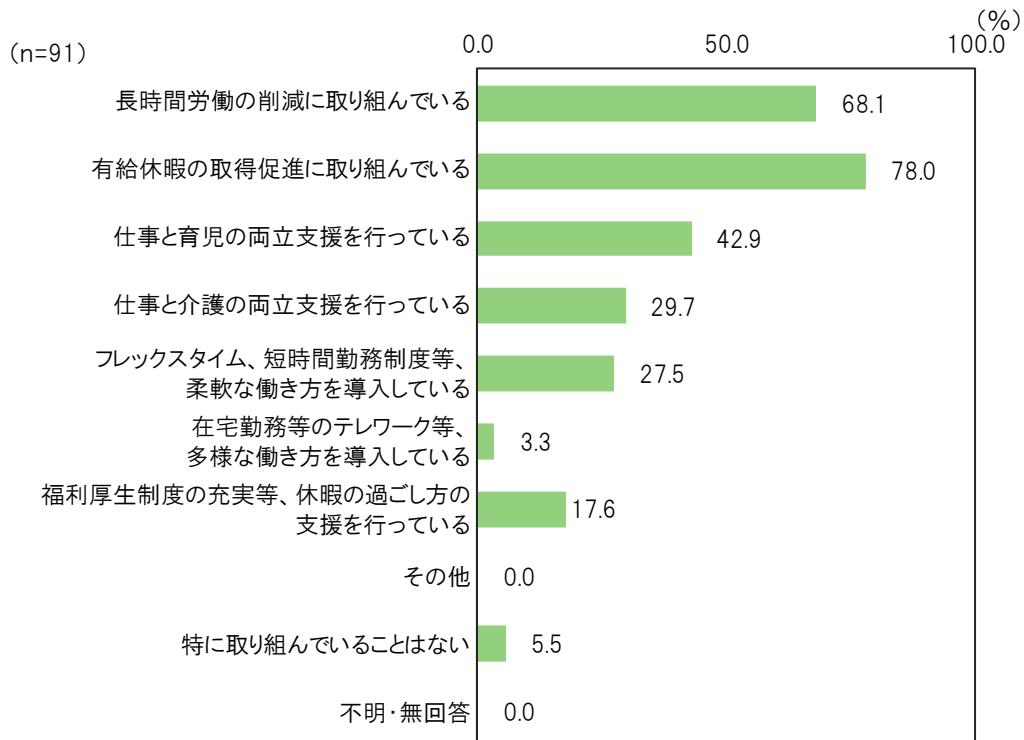
◆図表 36 事業所の女性社員の割合◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

事業所で取り組んでいるワーク・ライフ・バランスへの取り組みについては、「有給休暇の取得促進に取り組んでいる」が78.0%で最も高く、次いで「長時間労働の削減に取り組んでいる」が68.1%、「仕事と育児の両立支援を行っている」が42.9%となっています。また、「特に取り組んでいることはない」は5.5%となっています。

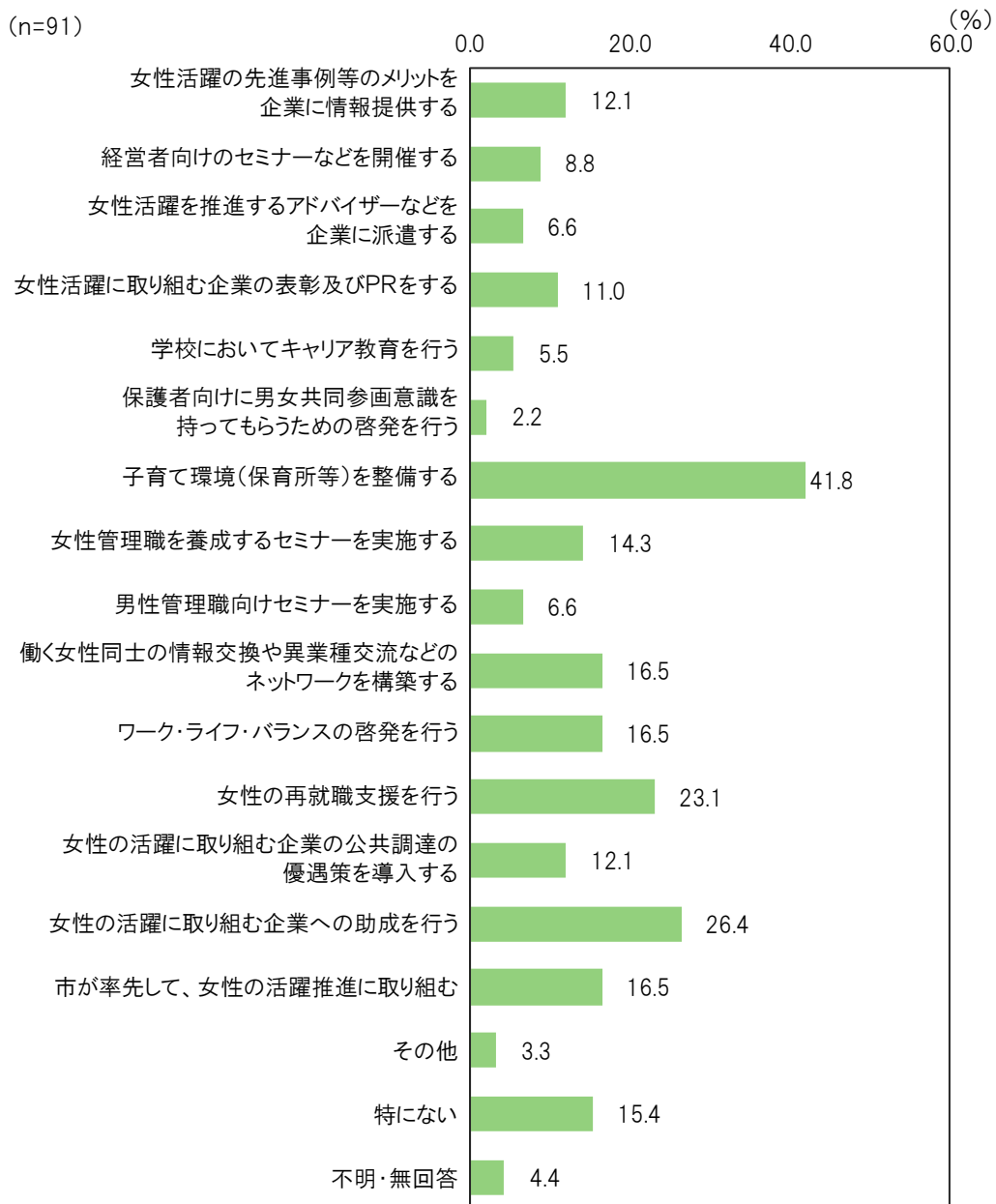
◆図表 37 事業所で取り組んでいるワーク・ライフ・バランスへの取り組み◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

市に充実を求める施策については、「子育て環境（保育所等）を整備する」が41.8%で最も高く、次いで「女性の活躍に取り組む企業への助成を行う」が26.4%、「女性の再就職支援を行う」が23.1%となっています。

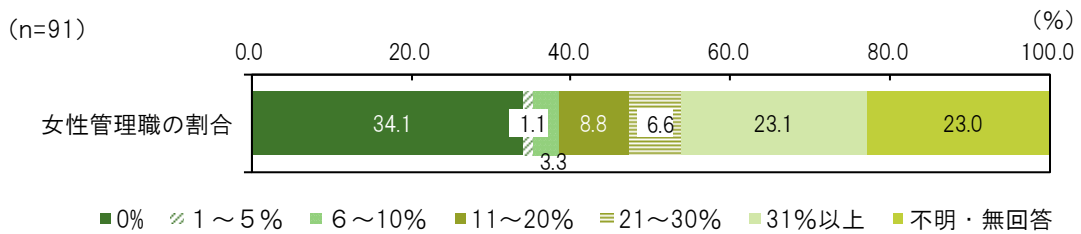
◆図表 38 企業等の女性活躍推進を図るために市に充実を求める施策◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

事業所の女性管理職の割合については、「0%」が34.1%で最も高く、次いで「31%以上」が23.1%となっており、女性管理職が多い事業所と少ない・いない事業所で二極化している状況です。

◆図表 39 事業所の女性管理職の割合◆



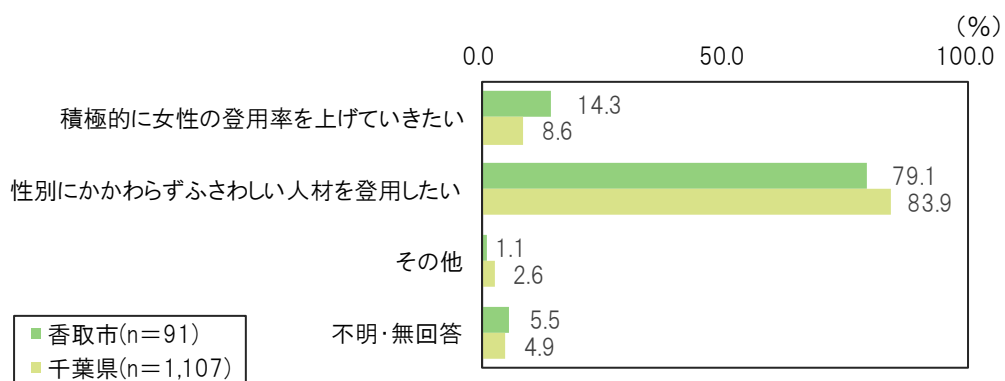
資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

※この問いにおける「管理職」は係長級以上を示しています。

※事業所内に管理職に該当する従業員がいない場合は「不明・無回答」の扱いとしています。

今後の女性管理職の登用については、「性別にかかわらずふさわしい人材を登用したい」が79.1%で最も高くなっています。千葉県と比較すると「積極的に女性の登用率を上げていきたい」がやや高くなっています。

◆図表 40 今後の女性管理職の登用について、どのように考えているか◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

※千葉県：平成26年「県内中小企業等における女性の活躍実態調査」

2 これまでの取り組み（評価）

（1）計画の全体の進捗状況

「香取市男女共同参画計画」の進捗状況について、各事業の担当課において実施した、事業の達成度による評価を用いて、今後の課題と方向性の把握を行いました。

達成度の評価点数の平均を算出した結果をみると、「意識の是正と制度・慣行の見直し」と「互いに支えあう地域の推進」、「健康支援と生き方支援の促進」、「意思決定過程への参画支援」において全体平均を下回っています。

◆達成度評価平均点◆

基本目標	施策の基本方向	達成度評価平均点
Ⅰ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	1. 家庭環境の充実	3.14
	2. 多様な働き方への支援	3.00
Ⅱ. 地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進	1. 意識の是正と制度・慣行の見直し	2.83
	2. 互いに支えあう地域の推進	2.95
Ⅲ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進	1. 意識の醸成と相談体制の拡充	3.00
	2. 暴力の防止と被害者支援の充実	3.00
	3. 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進	3.00
	4. 健康支援と生き方支援の促進	2.86
Ⅳ. 誰もが多様な生き方ができる体制の構築	1. 情報共有、参加・選択機会の平等の推進	3.00
	2. 意思決定過程への参画支援	2.89
	3. 協働による体制づくりの推進	3.00
全体平均		2.97

◆達成度評価指標◆

評価指標	達成度の評価
4	男女共同参画推進上の目標達成に向けて事業が実施され、成果が得られた。
3	男女共同参画推進上の目標達成に向けて事業を推進している。
2	事業の検討中であり、着手していない。
1	事業の実施について、検討していない。

(2) 基本目標ごとの進捗状況

基本目標Ⅰ．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進として、「家庭環境の充実」、「多様な働き方への支援」という視点から事業を実施しています。

具体的には、子育て世帯への子どもの医療費助成、地域子育て支援センターの充実をはじめとした子育て・介護支援サービスの充実に取り組むとともに、家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発を行うなど、家庭環境の充実に努めています。また、市民や市職員に対しワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のための講座の開催や、リーフレット等を通じた事業所への啓発を行うなど、多様な働き方への支援にも取り組んでいます。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、子どもが病気の場合に一時的に保育を行う事業については「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「『家庭生活』における男女の平等感を高める」、「『職場』における男女の平等感を高める」という目標は達成されています。

事業は着実に進捗していることがうかがえますが、ワーク・ライフ・バランスの意識や理解の浸透に向けては、市民や市内事業所に対する啓発を充実させるなど、継続的な取り組みを行うことが重要です。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「家庭生活」における男女の平等感を高める(図表 20)	27.3%	36.8%
「職場」における男女の平等感を高める(図表 20)	21.8%	28.3%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 家庭環境の充実	-	1	36	4	3.14
2. 多様な働き方への支援	-	-	20	-	3.00

基本目標Ⅱ．地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進

地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進として、「意識の是正と制度・慣行の見直し」、「互いに支えあう地域の推進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、家事に関する情報や学習機会の提供、性別役割分担意識の見直しを図るための講座の開催を通し、性別役割分担意識の是正や慣習の見直しに努めています。また、子ども会等の地域活動における男女共同参画の推進、ボランティア活動の普及、防災等における男女共同参画の促進等に取り組み、地域の支えあいを推進しています。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、男女共同参画の視点から表現の徹底を図るため市の行政刊行物の見直しを行う事業、国際的な視点に立った男女共同参画を促進するための事業については「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「『男は仕事』『女は家庭』という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める」、「『社会通念や慣習』における男女の平等感を高める」という目標は達成されていますが、後者については依然と低率となっており、また「『法律や制度』における男女の平等感を高める」という目標は達成には至っていません。

性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりのためには、情報の提供や意識の啓発といった働きかけだけでなく、平等な活動の機会の提供や、活動を望む人への支援といった実践の場づくりも重要であるため、ニーズに応じたさらなる支援を充実させていく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める（図表 23）	53.4%	63.2%
「法律や制度」における男女の平等感を高める（図表 20）	39.5%	32.3%
「社会通念や慣習」における男女の平等感を高める（図表 20）	10.4%	15.4%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 意識の是正と制度・慣行の見直し	-	1	5	-	2.83
2. 互いに支えあう地域の推進	-	1	16	-	2.95

基本目標Ⅲ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進

互いの人権が尊重される地域社会の推進として、「意識の醸成と相談体制の拡充」、「暴力の防止と被害者支援の充実」、「教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進」、「健康支援と生き方支援の促進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、人権尊重意識の醸成に向け、講演会の開催・パンフレット等を用いた啓発活動を行ったほか、学校の授業を通し人権尊重教育を推進しています。また、DV被害者等への支援、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発や情報提供にも取り組んでいます。さらに、不妊治療費助成の充実をはじめとする健康支援や、男性の多様な生き方を支援するため料理教室等の学習支援に取り組むなど、幅広く人権が尊重される社会の実現に向けた事業を行っています。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、性差医療等に関する情報の収集と提供を行う事業において「未検討」の評価となっており、方向性の見直し・検討が必要となっています。

以上のような取り組みを進めていますが、『学校教育』における男女の平等感を高めるという目標は引き続き高率ではありますが、達成には至っていません。

人権尊重意識の浸透に向けては、継続的な取り組みを行うことが重要であるため、教育現場における啓発や各種講座を通じた啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「学校教育」における男女の平等感を高める (図表 20)	59.4%	53.1%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 20 年、令和元年)

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 意識の醸成と相談体制の拡充	-	-	6	-	3.00
2. 暴力の防止と被害者支援の充実	-	-	4	-	3.00
3. 教育の場における男女平等に関する 教育・学習の推進	-	-	5	-	3.00
4. 健康支援と生き方支援の促進	1	-	13	-	2.86

基本目標Ⅳ．誰もが多様な生き方ができる体制の構築

誰もが多様な生き方ができる体制の構築として、「情報共有、参加・選択機会の平等の推進」、「意思決定過程への参画支援」、「協働による体制づくりの推進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、男女共同参画に関する講座・イベントの開催、人材を育成する機会の充実、能力向上・意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進等に取り組んでいます。

一方、市職員への男女共同参画に関する研修事業については一部が「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「審議会等における女性委員の占める割合」、「市職員（うち一般行政職）への女性登用（課長相当職以上）の割合」は平成 20 年度と比較して増加しており、取り組みの成果がみられます。「市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合」について目標は達成されていますが、「審議会等における女性委員の占める割合」については目標達成には至っておらず、引き続き女性登用にに向けた取り組みを推進していく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
審議会等における女性委員の占める割合を 30%まで高める（図表 17）	15.3%	26.6%
市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合を 10%まで高める（図表 18）	6.6%	13.3%

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 情報共有、参加・選択機会の平等の推進	-	-	5	-	3.00
2. 意思決定過程への参画支援	-	1	8	-	2.89
3. 協働による体制づくりの推進	-		4	-	3.00

3 課題と本計画の方向性

統計データ、調査結果、計画の達成状況等からみる市の現状を踏まえ、課題と今後取り組んでいくべき方向性について整理しました。

(1) 多様な働き方に対する支援

- ◇アンケート調査の結果、「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係について、〈理想〉では男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」、女性は「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が最も高くなっている一方、〈実際の状況〉では男性は「『仕事』を優先している」、女性は「『家庭生活』を優先している」がそれぞれ最も高くなっており、性別役割分担が残っているだけでなく、男女ともにワーク・ライフ・バランスの希望が叶えられていない現状となっています。(図表 24-1、24-2)
- ◇事業所アンケート調査の結果、企業等の女性活躍推進を図るために市に充実を求める施策については、「子育て環境(保育所等)を整備する」が最も高くなっています。(図表 38)
- ◇15歳以上就業者の男女別従業場所をみると、本市では男女ともに市内で従業している方が5割以上と、全国や千葉県と比較して高くなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、市民だけでなく市内事業所に向けた啓発を充実させることが重要です。(図表 15-1、15-2)
- ◇本市における女性の労働力率は全国や千葉県と比較して高く、また上昇していることから女性の就業や両立は進んでいるといえます。(図表 13、14) 一方、民間企業就業者を含めた女性の管理的職業従事者割合は上昇しているものの、全国より低いため、女性の管理職への登用は進んでいない状況がうかがえます。(図表 19)
- ◇アンケート調査の結果、女性就業者のうち管理職に「なりたくない」割合が3割以上、男性就業者においても2割以上と高く、女性については「考えたことがない」も3割以上となっています。(図表 29) また、女性のリーダーを増やす際に障がいとなるものについては、男女ともに「家事・育児・介護等における夫や家族の支援が十分ではないこと」が最も高くなっています。さらに、女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が39.8%と2番目に高く、その割合は男性よりも10ポイント以上高くなっています。その一方で、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」については男性で24.7%、女性で19.3%となっています。(図表 30)
- ◇事業所アンケート調査の結果、今後の女性管理職の登用については、「性別にかかわらずふさわしい人材を登用したい」が79.1%で最も高くなっています。(図表 40)
- ◇職場における女性の活躍や管理職登用を推進していくには、家庭において家事・育児・介護等のケア労働を男女各々が担っていけるような支援を充実させることに加え、男女ともに女性がリーダーに登用されることに対する抵抗感をなくしていくための意識啓発が必要です。

(2) 互いの人権が尊重される地域社会の育成

- ◇第1次計画期間では、人権尊重意識の醸成に向け、講演会の開催・パンフレット等を用いた啓発活動を行ったほか、学校の授業を通し人権尊重教育を推進しています。また、幅広く人権が尊重される社会の実現に向けた事業に取り組んでいます。
- ◇関心のある人権問題については、「障がい者にかかわる人権問題」、「高齢者にかかわる人権問題」、「子どもにかかわる人権問題」の順で高くなっており、「女性にかかわる人権問題」は55.3%と4番目に高くなっています。上位4位までは5割を超えていますが、それ以外の人権問題については低い割合となっており、幅広い人権問題について、啓発活動を継続する必要があります。(図表35)
- ◇人権尊重意識の浸透に向けては、継続的な取り組みを行うことが重要です。教育現場における啓発や各種講座を通じた啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◇アンケート調査の結果、地域活動への参画について、20~34歳で<現在参画している活動>は「いずれもない」が最も高くなっていますが、<今後参画してみたい活動>として挙げた活動については20~29歳で全ての活動について全体の結果より高い割合となっており、地域活動への関心がうかがえます。(図表27、28)
一方、地域活動の場において、男女が平等だと感じている割合が全国と比較して低くなっているため、男女問わず活躍できる地域づくりに向けた取り組みが必要です。(図表22)
- ◇性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりのためには、情報の提供や意識の啓発といった働きかけだけではなく、特に地域活動及び活動団体において、女性の参画を積極的に呼びかけるなど平等な活動機会の提供や、活動を望む人への支援の充実といった実践の場づくりも重要です。
- ◇また、男女がともに地域社会で心豊かな生活を送るためには、安心して健康に暮らせる体制づくりが必要です。生涯を通じた健康支援だけではなく、困難を抱える方への支援を強化することで男女ともに安全・安心な暮らしを実現する、ということが近年重要な視点になっていることから、貧困やマイノリティといった生活上の困難に対しての支援、健康づくりの支援に取り組んでいく必要があります。

(3) 男女共同参画の基盤づくりの推進

- ◇アンケート調査の結果、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思うかは、「そう
思わない」が63.2%と最も高くなっており、前回策定時よりも上昇していることから、
性別による固定的な役割分担を否定する意識は着実に浸透していることがうかがえます。
(図表 23)
- ◇様々な分野における男女の地位の平等感については、「政治の場で」「社会通念や慣習で」
「社会全体で」において「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の
方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」が高くなっています。また、「学校教育の
場で」においては「平等である」が5割以上と他に比べて高くなっています。(図表 20)
- ◇男女別にみると『法律や制度』における男女の平等感について、男性は「平等である」
が41.4%となっているのに対し、女性は25.1%、「どちらかといえば男性の方が優遇さ
れている」と答えた人は男性では27.7%となっているのに対し、女性では40.3%とそ
れぞれ10ポイント以上の開きがみられます。(図表 21)
- ◇また、全国や千葉県と比較すると、男女共同参画に関する用語の認知度が低くなっていた
ため、継続して啓発活動に取り組んでいくことが必要です。(図表 26)
- ◇市民一人ひとりの意識の面では男女平等の考え方が浸透しつつありますが、様々な分野で
男性の方が優遇されていると感じている人が男女問わず多く、また男女間でも意識に差が
あることがうかがえます。
- ◇性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加え、
地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができるよう、制
度や慣行の見直しに取り組んでいく必要があります。

(4) あらゆる暴力の根絶

- ◇第1次計画期間において、相談窓口の周知やDVの啓発に取り組んだ結果、市民相談件
数、DV相談件数について、相談件数は増加傾向にあり、平成26年度と平成30年度を
比較すると、相談全体では約1.5倍、DV相談件数は約2倍となっています。(図表 16)
- ◇アンケート調査の結果、身体的暴力を暴力と認識する割合は高くなっていますが、精神的
暴力については身体的暴力と比較して低くなっています。(図表 32)
- また、男女間における暴力を防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談で
きるよう、身近な相談窓口を増やす」が58.2%と最も高く、次いで「家庭で保護者が子
どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が44.2%、「学校・大学で生徒・学生に
対し、暴力を防止するための教育を行う」が43.2%となっています。(図表 31)一方で、
暴力に関する相談窓口の認知度については「知っているものはない」が21.4%となっ
ており、相談窓口の周知、学校における暴力の防止に向けた教育の推進が求められています。
(図表 34)
- ◇近年、若い世代が様々な暴力の被害にあう例も増えており、暴力の多様化への対応として、
広報・啓発の推進、支援の強化に取り組む必要があります。

第3章 計画の考え方と目標

1 基本理念

互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれる地域

本市では、「香取市市民協働指針（かとりの風）」や「香取市人権施策基本指針」において「互いに支えあい一人ひとりが尊重され笑顔のあふれる地域」を目指してまちづくりを推進しています。

男女共同参画社会の実現もこの柱に位置付けられるため、本計画においても引き続き基本理念として定め、市民・事業所・行政が互いに連携し、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを推進します。

この基本理念は、男女がともに協力しあい、互いの人権を尊重しあうことで、多様な生き方を自由に選択できる地域づくりを推進していくことを示しています。

2 基本目標

基本理念と方向性を踏まえ、以下の4つの基本目標に基づき男女共同参画を推進します。

なお、本計画は、これまで別計画であった「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を包
含したものであるため、該当となる部分についてのみ、基本目標Ⅳとしてまとめ、内容が詳
細なものとなっています。

基本目標Ⅰ. 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、職場における女性の活躍を推
進していくためには、多様な働き方の実現に向けた支援が必要です。

そのため、家庭において家事・育児・介護等を性別にかかわらず担っていくための支援
を充実させることに加え、意思決定過程への参画支援を位置付け、男女がともに職業生活に
おいて希望を叶えられる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進

性別にかかわらず互いの人権が尊重される地域社会の実現に向けては、継続的に意識啓
発に取り組むことが重要です。

そのため、市民に向けた人権尊重意識のさらなる啓発を進めるとともに、困難を抱える方
に向けた支援や健康的な生活を送るための支援を位置付け、全ての人が尊重される地域社会
の実現に向けた取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ. 男女共同参画の基盤づくりの推進

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加
え、地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくり
に取り組むことが必要です。

そのため、男女共同参画の意識を醸成するための啓発・教育の充実を図るとともに、本市
における男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりの推進を位置付け、男女共同参画の基
盤づくりを推進します。

基本目標Ⅳ. 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

暴力の根絶に向けては、身体的暴力のほか、精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識する
ための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制の充実が必要です。

そのため、市民に対する広報・啓発に取り組むとともに、被害者の支援に向け、相談体制
の充実や生活再建のための支援を位置付け、あらゆる暴力の根絶と被害者の保護を推進しま
す。

3 施策の体系

基本目標	主要課題
基本目標Ⅰ．多様な働き方に対する支援 [女性活躍推進計画]	1. 家庭環境の充実
	2. 多様な働き方への支援
	3. 意思決定過程への参画支援
基本目標Ⅱ．互いの人権が尊重される地域社会の推進	1. 意識の醸成と相談体制の拡充
	2. 困難を抱えた方が安心して暮らせる環境整備
	3. 健康支援の促進
基本目標Ⅲ．男女共同参画の基盤づくりの推進	1. 意識の是正と制度・慣行の見直し
	2. 男女共同参画に関する情報共有、学習機会の充実
	3. 協働による体制づくりの推進
基本目標Ⅳ．暴力の防止と被害者支援の充実 [DV防止・被害者支援基本計画]	1. 暴力の防止のための広報・啓発
	2. 安全で安心できる相談体制の充実
	3. 生活再建のための支援
	4. 被害者支援のための推進体制の充実

施策の方向
(1) 子育て・介護支援の充実 (2) 家事への取り組み支援
(1) 仕事と生活の調和の促進 (2) 労働の場における男女平等の推進 (3) 雇用環境の整備
(1) 意思決定過程への参画促進 (2) 人材育成のための教育・学習機会の充実
(1) 人権尊重意識の醸成と社会環境の整備 (2) 相談体制の拡充
(1) ひとり親家庭・生活困難への支援 (2) 高齢者支援、障がい者への支援 (3) 外国人、多様な性のあり方への理解の促進と支援
(1) 健康増進への支援促進 (2) 妊娠・出産に関する支援の充実
(1) 制度・慣行の見直し (2) 固定的役割分担意識の見直し
(1) 学校における男女平等に関する教育・学習の推進 (2) 情報共有、学習機会の創出と相談体制の充実 (3) 参加・選択機会の平等の推進
(1) 地域の中での男女共同参画の推進 (2) 推進体制の充実 (3) 国・県との連携強化
(1) 市民への広報・啓発の推進
(1) 相談体制の充実
(1) 被害者の安全確保と一時保護体制の充実 (2) DV等の被害者の生活再建支援の推進 (3) 子どもに関する支援
(1) 推進体制の強化促進

第4章 施策の展開

I 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、職場における女性の活躍を推進していくためには、多様な働き方の実現に向けた支援が必要です。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、市民、市内事業所に対する周知・啓発を強化することに加え、職場における女性の活躍を推進するために、家庭において性別にかかわらず家事・育児・介護を担う意識啓発や女性人材を積極的に活用する環境づくりに取り組みます。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「職場」における男女の平等感を高める ※「職場の中で」男女が「平等である」と回答した割合	28.3%	30.0%
審議会等における女性委員の占める割合を高める	26.6%	30.0%
市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合を高める	13.3%	15.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「ワーク・ライフ・バランス」を選択した割合	28.2%	35.0%

主要課題 1. 家庭環境の充実

仕事と育児・介護等との両立支援に向けて、家庭における家事・育児・介護等の負担を軽減するための各種サービスの提供及び情報提供に取り組みます。また、男女がともに家事に取り組むための学習機会の提供や意識啓発に取り組みます。

施策の方向（1）子育て・介護支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児保育・延長保育の充実	安心して働きながら子育てができるよう、産休明け乳幼児保育及び早期・夜間の延長保育の充実を図ります。	子育て支援課
2	一時預かり事業の充実（一時保育の充実）	保護者の勤務形態や病気等により、緊急・一時的に保育に欠ける児童に対する保育の充実を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
3	病児・病後児保育の充実	多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育の充実を図ります。	子育て支援課
4	放課後児童クラブの充実	保護者が働きやすい環境を整備するため、学校の空き教室等を利用した放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援課
5	ファミリーサポートセンターの充実	児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を提供できる人が会員となり、その間をセンターが調整し、会員相互の援助活動の充実を図ります。	子育て支援課
6	子育てに関する相談及び情報提供の充実	子育てに関する悩みを気軽に相談できるように、相談体制及び情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
7	介護保険サービスに関する情報提供の促進	要介護等高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険制度等に関する情報の提供を促進します。	高齢者福祉課
8	介護支援体制の充実	高齢者やその家族等からの相談に対し、適切な助言・指導を行うとともに、定期的に情報収集を行うことにより、継続的に支援していきます。	高齢者福祉課
9	介護者に対する自立支援給付事業	ホームヘルプサービス・ショートステイ・日中一時支援事業等の各種事業を実施し、介護者の日常生活や社会生活を支援します。	高齢者福祉課
10	ひとり親家庭への生活支援の充実	ひとり親家庭に対する医療費助成の実施等、生活面での自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向（2）家事への取り組み支援

No	事業名	事業内容	担当課
11	家庭における男女共同参画の促進	家族が協働して家事全般に取り組むよう、意識の啓発に努めます。	市民協働課
12	家事に関する学習機会の提供	料理教室や育児参加を促す講座等を開催します。	生涯学習課

主要課題 2. 多様な働き方への支援

家庭、職場、事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動や、労働の場における男女共同参画の啓発に取り組みます。また、女性の就労に関する情報提供や支援等に取り組み、女性が活躍できる環境を整備します。

施策の方向（1）仕事と生活の調和の促進

No	事業名	事業内容	担当課
13	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等により、市民への意識啓発に取り組みます。	市民協働課
14	企業へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	リーフレット等を窓口に設置するとともに、関係機関と連携し、企業への意識啓発に取り組みます。	市民協働課 商工観光課
15	市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	育児・介護にかかる休業等の制度の周知により、市職員への意識啓発に取り組みます。	市民協働課 総務課
16	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営が基本となる農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結の推進を、香取農業事務所とともに取り組みます。	農業委員会

施策の方向（2）労働の場における男女平等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
17	男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレット等を窓口に設置するとともに、企業への普及・啓発を図ります。	商工観光課
18	男女共同参画に関する企業への普及・啓発	男女共同参画に関するリーフレット等を配布し、企業への普及・啓発を図ります。	市民協働課 商工観光課
19	男女共同参画に関する企業の研修等への支援	企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	市民協働課

No	事業名	事業内容	担当課
20	就労や再就職に関する情報の提供	千葉県ジョブサポートセンターの「輝く女性応援事業」による再就職支援セミナーを開催し、就労に関する相談・情報提供を行います。	商工観光課
21	女性の能力発揮の促進	働き方改革や人手不足に対応し、女性の様々な職業分野への進出や活躍の推進に取り組みます。	商工観光課

施策の方向（3）雇用環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
22	企業への男女共同参画表彰制度の周知	くるみん認定、えるぼし認定、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、企業への周知に努めます。	市民協働課

主要課題3. 意思決定過程への参画支援

性別にかかわらず意思決定過程に参画するために、委員や管理職への積極的な女性の登用を推進するとともに、女性人材の進出に向けた研修や情報提供に取り組みます。

施策の方向（1）意思決定過程への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
23	審議会等への女性委員の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	市民協働課
24	女性管理職の育成	女性職員の育成・登用を推進します。	総務課
25	企業等に対する方針決定への女性の参画の働きかけ	性別にとらわれず優秀な人材を登用できる環境づくりに努めるよう、企業等へPRします。	商工観光課

施策の方向（２）人材育成のための教育・学習機会の充実

No	事業名	事業内容	担当課
26	女性のエンパワメントのための支援	女性のエンパワメントにつながる学習や情報の提供等を行います。	市民協働課
27	能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力のさらなる向上に努めます。	総務課
28	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	市職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。	市民協働課 総務課

Ⅱ 互いの人権が尊重される地域社会の推進

性別や置かれている状況にかかわらず、互いの人権が尊重される地域社会の実現に向けては、継続的に意識啓発に取り組むことが重要です。

そのため、市民に向けた人権尊重意識のさらなる啓発を進めるとともに、困難を抱える方に向けた支援や、性別にかかわらず健康的な生活を送るための支援に取り組み、全ての人が尊重される地域社会の実現を目指します。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「ジェンダー」という言葉の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「ジェンダー」を選択した割合	34.3%	40.0%
「地域活動の場」における男女の平等感を高める ※「地域活動の場」で男女が「平等である」と回答した割合	28.8%	35.0%

主要課題 1. 意識の醸成と相談体制の拡充

人権尊重意識の浸透に向け、人権に関する意識啓発やセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発・情報提供に取り組みます。また、人権に関する相談事業、人権相談関係職員の研修を実施し、相談体制の充実に取り組みます。

施策の方向（1）人権尊重意識の醸成と社会環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
29	人権尊重意識の醸成	人権講演会を開催し、人権に対する意識の高揚を図ります。	市民協働課
30	人権尊重についての広報・啓発	人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援します。	市民協働課
31	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布のほか、相談窓口の周知を行います。	市民協働課
32	DVやセクシュアル・ハラスメントに関する情報提供	DVやセクシュアル・ハラスメント等の性差に基づく人権侵害や暴力の根絶に向け、必要な情報の提供を積極的に行います。	市民協働課

施策の方向（２）相談体制の拡充

No	事業名	事業内容	担当課
33	相談体制の充実及び関係機関との連携強化の促進	関係機関との連携を強化し、人権に関する相談体制の充実を図ります。	市民協働課
34	関係職員への研修機会の提供	関係職員に対して、被害者への人権等に配慮することやその他必要な情報を収集できるよう、研修機会を提供し、多様化する相談内容に対応します。	市民協働課

主要課題２．困難を抱えた方が安心して暮らせる環境整備

ひとり親家庭への生活支援、高齢者・障がい者の自立支援、外国人、性的少数者の方への支援に取り組み、全ての人が安心して暮らせる環境を整備します。

施策の方向（１）ひとり親家庭・生活困難への支援

No	事業名	事業内容	担当課
10	ひとり親家庭への生活支援の充実（再掲）	ひとり親家庭に対する医療費助成の実施等、生活面での自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向（２）高齢者支援、障がい者への支援

No	事業名	事業内容	担当課
35	高齢者や障がいのある人に対する自立支援給付事業	ホームヘルプサービス・ショートステイ・日中一時支援等の各種事業を実施し、高齢者や障がいのある人の日常生活や社会生活を支援します。	社会福祉課 高齢者福祉課
36	高齢者や障がいのある人への相談、情報提供の充実	高齢者や障がいのある人の要望・相談に応えられる環境の整備を行います。	社会福祉課 高齢者福祉課
37	高齢者や障がいのある人の自立支援と社会参加の促進	高齢者や障がいのある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるよう環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課

施策の方向（3）外国人、多様な性のあり方への理解の促進と支援

No	事業名	事業内容	担当課
38	外国人への支援	外国人に対する情報提供、相談体制の充実を図ります。	市民協働課
39	多様な性のあり方への理解の促進と支援	市民や市職員に対して性の多様性に関する情報発信を行い、理解の浸透を図ります。また、必要に応じて相談体制を整えます。	市民協働課

主要課題3. 健康支援の促進

男女がともに健康的な生活を送ることができるよう情報提供や相談支援に取り組みます。また、妊娠や出産にかかわる医療支援や相談支援等に取り組み、安心して子どもを産むことのできる環境を整備します。

施策の方向（1）健康増進への支援促進

No	事業名	事業内容	担当課
40	性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康づくり課
41	性差や年代等に応じた健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差や年代等、個々に応じたきめ細やかな相談の対応に努めます。	健康づくり課

施策の方向（2）妊娠・出産に関する支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
42	妊娠・出産に伴う健康支援の推進	ママパパ教室、乳幼児の健康診査等を実施するとともに、妊婦健康診査受診券の利用を促し、安全な妊娠・出産のための母子保健施策を推進します。 また、妊産婦・新生児訪問相談活動により、育児相談や必要な情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。	健康づくり課

Ⅲ 男女共同参画の基盤づくりの推進

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加え、地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくりに取り組むことが必要です。

そのため、引き続き男女共同参画の意識を醸成するための啓発・教育の充実を図るとともに、制度や慣行の見直しに取り組むことで、男女共同参画の基盤づくりを推進します。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める ※「男は仕事」「女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と回答した割合	63.2%	70.0%
「家庭生活」における男女の平等感を高める ※「家庭の中で」男女が「平等である」と回答した割合	36.8%	45.0%
「社会通念や慣習」における男女の平等感を高める ※「社会通念や慣習で」男女が「平等である」と回答した割合	15.4%	20.0%
「男女共同参画社会基本法」の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「男女共同参画社会基本法」を選択した割合	30.9%	40.0%

主要課題 1. 意識の是正と制度・慣行の見直し

制度や表現の見直しを行うことで、男女共同参画に関する市民の理解を促進します。また、性別役割分担意識を見直すための啓発活動や、男性に向けた家事への取り組み支援を実施します。

施策の方向（1）制度・慣行の見直し

No	事業名	事業内容	担当課
43	男女共同参画の視点による制度・慣行の見直し	様々な分野における制度・慣行について情報収集を行い、協働により見直しを行います。	市民協働課
44	男女共同参画の視点に立った行政刊行物の見直し	男女共同参画の視点に立ち、市の行政刊行物の見直しを行い、表現の徹底を図ります。	市民協働課

施策の方向（２）固定的役割分担意識の見直し

No	事業名	事業内容	担当課
45	性別による固定的役割分担意識の見直し	「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の見直しを図ります。	市民協働課
46	家事全般に関する情報等の提供	男女がともに家事を担うことの重要性を理解し、子育てや介護への男性の積極的な参加を促すため、情報提供等を行います。	子育て支援課 高齢者福祉課 生涯学習課 市民協働課

主要課題２．男女共同参画に関する情報共有、学習機会の充実

学校教育において男女の人権の啓発や男女平等の視点に立った指導を実施するほか、市民に対して男女平等に関する情報共有や学習機会を充実させます。また、意識啓発等により、誰もが自分の意思で様々な活動に参加できるような体制を整備します。

施策の方向（１）学校における男女平等に関する教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
47	男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	学校教育課
48	性教育の推進	男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方等、男女生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	学校教育課
49	男女平等の視点に立った進路指導の実施	進路指導を行う上で、児童生徒や保護者に対し、男女平等の視点に配慮し、個々に応じた指導を行います。	学校教育課
50	教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	教職員に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。	学校教育課

施策の方向（２）情報共有、学習機会の創出と相談体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
51	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集に努めます。また、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置するとともに、市の広報及びホームページ等を活用した情報提供を行います。	市民協働課
52	男女平等、男女共同参画に関する講座、イベントの開催	誰もが参加しやすい環境に配慮し、男女共同参画に関する講座やイベント等を開催します。	市民協働課
53	男女共同参画に関する出前講座の実施	市民からの依頼による出前講座を実施します。	市民協働課

施策の方向（３）参加・選択機会の平等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
54	参加・選択機会の平等への意識啓発の促進	誰もが様々な活動に自らの意思により、自由に参加や選択ができるよう、意識の啓発に努めます。	市民協働課
55	多様な生き方を認めあう体制づくりの促進	参加や選択機会の平等を推進することにより、多様な生き方を認めあう体制づくりに取り組みます。	市民協働課

主要課題3. 協働による体制づくりの推進

性別にかかわらず地域活動に取り組むことができるような体制づくりを支援します。また、男女共同参画の推進のために庁内組織の整備と国・県・他自治体等との連携強化に取り組めます。

施策の方向（1）地域の中での男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容	担当課
56	町内会、自治会活動への男女の共同参画意識の啓発	町内会、自治会活動への男女共同参画意識の高揚に努めます。	市民協働課
57	P T A活動等における男女共同参画の促進	P T A活動等に参加しやすい環境に配慮するよう、P T Aや学校等への働きかけを行います。	生涯学習課 学校教育課
58	青少年健全育成活動における男女共同参画の促進	青少年相談員活動や子ども会活動の企画・運営において、役割等に性別の偏りが生じないように働きかけを行います。	生涯学習課
59	防災等における男女共同参画の促進	男女共同参画に配慮した防災計画への見直しを行い、女性の視点を盛り込んだ防災対策を促進します。	総務課
60	国際交流等での男女共同参画の促進	国際理解に役立つ情報の提供を行うとともに、国際交流活動団体への支援を図り、国際的な視点に立った男女共同参画を促進します。	市民協働課
37	高齢者や障がいのある人の自立支援と社会参加の促進（再掲）	高齢者や障がいのある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるよう環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課

施策の方向（２）推進体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
61	庁内推進体制の充実	庁内における推進体制の充実を図るとともに、その効果について検証していきます。	市民協働課
62	推進組織の充実	市民等で構成する男女共同参画推進懇話会等の充実を図ります。	市民協働課

施策の方向（３）国・県との連携強化

No	事業名	事業内容	担当課
63	国・県との連携した取り組みの推進	国・県との連携を密にし、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民協働課
51	男女共同参画に関する情報の収集・提供（再掲）	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集に努めます。また、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置するとともに、市の広報及びホームページ等を活用した情報提供を行います。	市民協働課
64	県内市町村との情報交換	県内市町村との情報交換を積極的に行い、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民協働課

IV 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

暴力の根絶に向けては、身体的暴力だけではなく精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識するための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制の充実が必要です。

そのため、市民に対する広報・啓発に取り組むとともに、被害者の支援に向け、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や生活再建のための支援に取り組みます。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
DVに関する相談窓口を知らない人を減らす ※暴力に関する相談窓口について「知っているものはない」と回答した割合	21.4%	19.0%
精神的な暴力についての認識度を高める ※「大声でどなる」を「どんな場合でも暴力に当たる」と回答した割合	41.7%	46.0%

主要課題 1. 暴力の防止のための広報・啓発

教育現場や市の広報及びホームページ等においてDVやハラスメント等の正しい知識を学ぶ機会を設け、周知を徹底します。また、暴力が起こりやすい現場への支援や、被害者等に向けた情報提供に取り組みます。

施策の方向（1）市民への広報・啓発の推進

No	事業名	事業内容	担当課
65	DV防止に向けた啓発の推進	DV防止に関するパンフレットの配布、市の広報及びホームページ等を利用して啓発を行います。また、DV相談窓口の周知を図るため、市の広報、ホームページ及びPRカード等により行います。 教育委員会等と連携し、DV、デートDV防止に向け学ぶ機会を設けます。	市民協働課 学校教育課
66	各種ハラスメント防止に向けた啓発	各種ハラスメント防止に関するパンフレットを配布、市の広報及びホームページ等を利用して啓発を行います。	市民協働課

No	事業名	事業内容	担当課
67	児童虐待防止対策	子育て世代包括支援センター、学校教育課と連携して、児童虐待や家庭に起因する不登校等への対応等を行います。児童虐待の根絶及び不登校等の解消を目指し、早期発見、早期対応及び防止のため、関係機関との連携による支援体制の確立を図ります。	子育て支援課 学校教育課
68	高齢者虐待防止対策	地域包括支援センターに配属される専門職により、高齢者虐待への対応等の権利擁護活動を行います。また、地域包括支援センターで対応する権利擁護活動についての周知に取り組みます。	高齢者福祉課
69	地域生活支援事業	障がい者虐待があった場合や、疑いがあった場合の通報・相談窓口として設置されており、関係機関と連携し早期対応や予防等を行います。	社会福祉課
70	DV被害者等に向けた情報提供の充実	DV被害者等に必要な情報の収集、被害者等に対する情報の提供を行います。	市民協働課

主要課題 2. 安全で安心できる相談体制の充実

相談員の資質向上と、相談しやすい環境の整備に取り組みます。また、配偶者暴力相談支援センターを開設し、専門の相談員を中心とした相談体制を整備します。

施策の方向（1）相談体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
71	相談員のDV等に関する相談技術の向上	国・県・関係機関等が開催する研修会等に積極的に参加し、相談員の資質や支援のためのスキル向上を図ります。	市民協働課
72	相談体制の環境の整備	配偶者暴力相談支援センターを開設し、専門の相談員を中心とした相談窓口の一元化を図るとともに、関係機関、関係部署と連携し、迅速かつ適切に対応します。	市民協働課

主要課題3. 生活再建のための支援

関係機関との連携を強化し、被害者や同伴児の安全確保と自立支援に取り組みます。また、一時避難や自立に向けた支援を実施します。

施策の方向（1）被害者の安全確保と一時保護体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
73	緊急一時保護体制づくりと施設との連携	警察や児童相談所等の関係機関と連携し一時保護を行うとともに、その連携体制の強化を行います。また、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、適切な支援を実施します。また、被害者の安全を確保するため、施設への同行支援を行います。	市民協働課 子育て支援課
74	安全確保のための緊急避難支援費の助成	千葉県女性サポートセンターの一時保護を受けることができない場合等、必要に応じて緊急避難支援費用や緊急一時保護費用の助成を行います。	市民協働課
75	同伴児への支援の充実	子育て世代包括支援センター、家庭相談員、児童相談所と連携し包括的な支援を行います。また、転所（園）、転校等就学手続きが安全かつ円滑に行われるよう関係機関と連携し支援します。	市民協働課 子育て支援課

施策の方向（2）DV等の被害者の生活再建支援の推進

No	事業名	事業内容	担当課
76	DV等の被害者の自立支援	被害者の新たな生活を確保するため、就労支援、加害者から逃れるための支援制度や生活資金、母子生活支援施設等の相談、健康保険、年金等における特別措置に向けた支援や情報提供を関係機関と連携して行います。	市民協働課 子育て支援課
77	被害者に係る情報の保護	DV被害者等からの申出により、住民基本台帳等の閲覧・交付の制限を行います。関係各課にて支援情報を共有することで、個人情報の漏洩を防ぎます。	市民課
78	継続的な支援	被害者の意思を尊重した生活再建ができるよう、継続的にケース相談を行います。	社会福祉課 子育て支援課

施策の方向（3）子どもに関する支援

No	事業名	事業内容	担当課
79	子どもの保育・就学等に関する支援	被害を受けた子どもたちが、円滑に転所（園）、転校等の就学手続きができるよう配慮するとともに、保育所、幼稚園、学校等での情報管理を徹底します。	子育て支援課 学校教育課
80	子どもの心理的ケア	児童相談所と連携し、子どもの心理的なケアを行います。	子育て支援課
81	子どもの安全を確保する支援体制	被害を受けた子どもの安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、保育所、幼稚園、学校等と連携し支援します。	子育て支援課 学校教育課

主要課題4. 被害者支援のための推進体制の充実

関係機関との連携の強化し、相談窓口を身近な支援の窓口として機能させることで、継続的な被害者支援を推進します。

施策の方向（1）推進体制の強化促進

No	事業名	事業内容	担当課
82	身近な相談窓口としての業務強化	被害者に最も身近な行政主体における支援窓口として、相談・情報提供・自立に向けた継続的な支援等を行います。	市民協働課
83	関係機関・関係部署との連携による支援体制の強化	県・警察・民間団体と積極的に連携を図り、支援体制を強化します。ケースごとに関係部署との情報交換や情報共有等、話し合いの場を設け、連携を図ります。	市民協働課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と市民、事業所、団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

(2) 香取市人権施策推進会議（庁内組織）

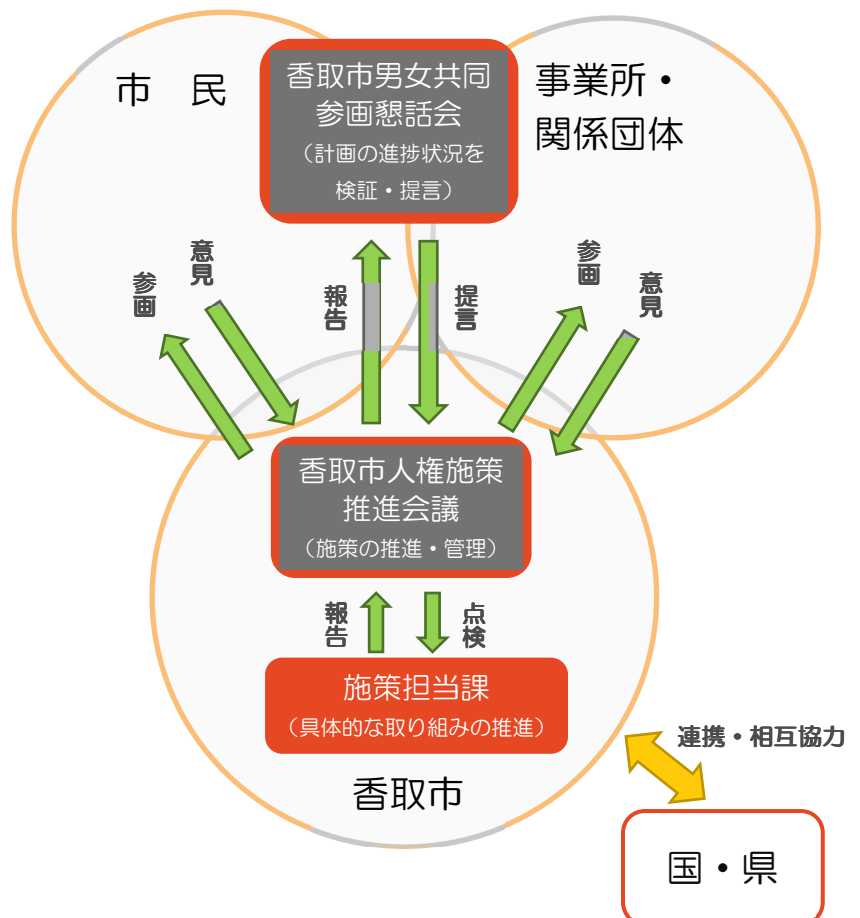
市役所内に設置した人権施策推進会議及び作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

(3) 香取市男女共同参画懇話会（市の審議会等）

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、よりよい施策とするための意見を提言します。

(4) 国、県等との連携強化

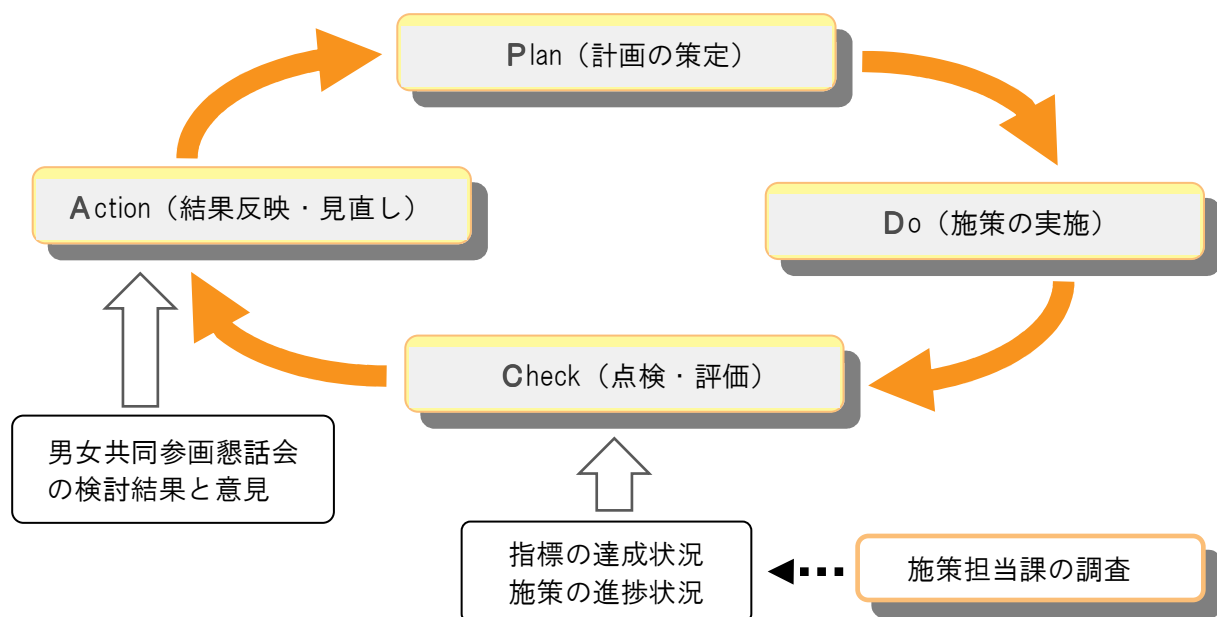
国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取り組みを行います。



2 計画の進捗状況の評価

(1) 進捗状況の評価と見直しの流れ

PDCAサイクル（策定—実施—評価—見直し）により、毎年度、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



(2) 指標による達成状況の点検・評価

客観的に7年後の達成状況を判断できるよう、基本目標ごとに達成を目指す「成果指標」を設定します。

「成果指標」に影響を与える要因として、「参考指標」を設定します（「参考指標」については目標値を設定せず、数値の状況把握を行います）。

(3) 施策の進捗状況の点検・評価

施策担当課による各施策の進捗状況調査及び評価を行います。

(4) 点検結果の反映・見直し

男女共同参画懇話会において、指標の達成状況、施策の進捗状況の検討を行うとともに、点検結果に基づく施策の見直し等について意見を募ります。

3 参考指標

基本目標Ⅰ. 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

No	指標
1	3歳未満の保育所等入所者数
2	延長保育利用者数
3	一時預かり利用者数
4	病児・病後児保育利用者数
5	放課後児童クラブ設置数
6	ファミリーサポート会員登録者数
7	子育てに関する相談件数
8	介護者に関する各種支援回数
9	高齢者に関する相談回数
10	高齢者に関する各種支援回数
11	ひとり親家庭に関する助成件数
12	ひとり親家庭に関する相談件数
13	家事に関する講座等の開催回数
14	職員に対する帰宅促進回数
15	再就職支援セミナー開催回数
16	能力向上、意識啓発のための研修への女性職員参加者数
17	男女共同参画に関する職員研修回数

基本目標Ⅱ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進

No	指標
18	人権講演会の開催回数
19	人権相談に関する研修の職員受講回数
20	障がいのある人に対する各種支援回数
21	高齢者に対する各種支援回数
22	ママパパ教室開催回数
23	乳幼児健康診査等実施回数

基本目標Ⅲ. 男女共同参画の基盤づくりの推進

No	指標
24	家事に関する講習会開催回数
25	家事に関する講習会参加者数
26	人権尊重授業等の実施校数
27	性教育に関する授業の実施校数
28	教職員に対する男女共同参画に関する研修実施校数
29	男女共同参画に関する講座等開催回数
30	男女共同参画に関する出前講座の実施回数
31	男女共同参画推進懇話会の開催回数

基本目標Ⅳ. 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

No	指標
32	DV防止に向けた広報宣伝回数
33	児童虐待等に関する相談件数
34	DVに関する研修会等への職員受講回数
35	DVに関する庁内での研修会開催回数
36	DV等に関する緊急一時保護等の支援件数
37	DV等での児童に関する緊急一時保護等の支援件数
38	DV被害者緊急避難支援費等の支給件数
39	DV等での児童に関する支援件数
40	被害者となる母子等の自立支援に関する相談件数
41	被害者となる母子等の生活再建に向けた相談件数
42	被害児童の就学等に関する相談件数
43	被害児童の心理的ケアに関する相談件数
44	被害児童の安全確保に関する相談件数

資料編

1 策定体制

(1) 香取市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するにあたり、広く市民の意見を聴くため、香取市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、意見等を市長に提言する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関する事。
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(2) 香取市男女共同参画推進懇話会委員名簿

No	氏名	選出区分、団体等の名称等		
1	遠藤 龍一	第1号委員	弁護士	
2	鈴木 庸夫	第1号委員	千葉大学名誉教授	会長
3	宗像 早苗	第2号委員	香取人権擁護委員協議会 香取支部会支部長	
4	林 三和子	第2号委員	民生委員・児童委員協議会連合会会長	
5	野口 健一	第2号委員	香取郡市PTA連絡協議会会長	
6	越川 泰克	第2号委員	香取市子ども会育成連合会会長	
7	伊藤 はつ子	第2号委員	佐原農業協同組合女性部長	
8	杉山 信子	第2号委員	かとり農業協同組合女性部長	
9	秋山 ミサヲ	第2号委員	佐原商工会議所女性会会長	
10	大野 俊江	第2号委員	香取市商工会女性部長	
11	宮崎 紀光	第3号委員	地域住民を代表する者	
12	椎名 宥心	第3号委員	地域住民を代表する者	副会長
13	大橋 かつ江	第3号委員	地域住民を代表する者	

令和元年11月現在

(3) 香取市人権施策推進会議設置要綱

改正

平成 24 年 3 月 27 日告示第 33 号

平成 26 年 3 月 25 日告示第 24 号

平成 28 年 3 月 25 日告示第 53 号

平成 31 年 3 月 1 日告示第 27 号

(設置)

第 1 条 市は、人権施策の総合的推進を図るため、香取市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策に係る基本指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 基本指針に基づく具体的施策の推進に関すること。
- (3) 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (5) 男女共同参画計画の策定、推進及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、生活経済部長をもって充て、副会長は、生活経済部市民協働課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 推進会議に、必要に応じ作業部会を置く。

2 作業部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日告示第 33 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日告示第 24 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日告示第 53 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日告示第 27 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条)

生活経済部長
生活経済部市民協働課長
生活経済部市民課長
生活経済部商工観光課長
総務企画部総務課長
福祉健康部社会福祉課長
福祉健康部高齢者福祉課長
福祉健康部子育て支援課長
福祉健康部健康づくり課長
教育部学校教育課長
教育部生涯学習課長
農業委員会事務局長

2 策定経過

年 月	経 過
平成 30 年 8 月	・ 人権問題に関する市民意識調査実施
平成 31 年 2 月	・ 平成 30 年度香取市男女共同参画推進懇話会
平成 31 年 3 月	・ 香取市人権施策推進会議 第 1 回会議
令和元年 5 月	・ 男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和元年 7 月	・ 香取市人権施策推進会議 第 1 回会議 ・ 香取市人権施策推進会議作業部会 第 1 回会議
令和元年 8 月	・ 令和元年度第 1 回香取市男女共同参画推進懇話会 ・ 男女共同参画に関する事業所アンケート調査実施
令和元年 9 月	・ 香取市人権施策推進会議作業部会 第 2 回会議
令和元年 10 月	・ 香取市人権施策推進会議作業部会 第 3 回会議 ・ 香取市人権施策推進会議 第 2 回会議
令和元年 11 月	・ 令和元年度第 2 回香取市男女共同参画推進懇話会
令和元年 12 月	・ パブリックコメント実施
令和 2 年 3 月	・ 第 2 次香取市男女共同参画計画の策定

3 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男

女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下

同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に

ついて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計

画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、

意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に

掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国

家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十二年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ

っては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がそ

の同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対す

る暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでな

- い。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間

は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了すること

ができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無

等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替得て準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、

「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定、公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和元年 6月5日号外法律第24号

〔女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律一・二条による改正〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動

を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき

ものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下、「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の

各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなっ

たと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五

十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長

又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報

の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、

創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取

組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした 認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしない

で、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係

る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	---

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにすると

ともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第2次香取市男女共同参画計画
令和2年3月

発行：千葉県香取市
編集：生活経済部 市民協働課
千葉県香取市佐原口2127番地
TEL：0478-54-1138
FAX：0478-52-4566
URL：<http://www.city.katori.lg.jp/>